

室長 [REDACTED] 室員 (スタッフ) [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

復命書

土地対策室長 様

下記の出張について復命します。

平成 21 年 11 月 12 日

職氏名 [REDACTED]

記

日 時：平成 21 年 11 月 11 日

場 所：熱海市内 (詳細位置、事業内容は別紙記載のとおり)

出席者：熱海市まちづくり課： [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

静岡県土地対策室： [REDACTED] [REDACTED]

目 的：熱海市から要望があり、開発許可等で未完了のまま放置されている事案 4 件、土採取等で施工不良により土砂流出が発生している事案 1 件について、現状把握のため現地調査を行った。

内 容：

- ・ 開発許可等 4 件については、勧告命令等による対応方法を検討中とのこと。
(過去より熱海市より当室に相談あり。その都度回答済み)
- ・ 土採取等 1 件について、調査時に雨量が多かったこともあり、下流 (二級河川) では当該土採取等によるものと疑われる多量の泥水流出が見られた。
- 土採取等案件の論点整理
 - ・ 土採取等の届出では、土砂流出防止のための堰堤築造のち土採取等を行う計画であった。しかし、事業者が堰堤を築造せずに土採取等を行ったため泥水が流出したと思われる。
 - ・ 届出の計画どおりの施工を行わせるため、熱海市は条例第 6 条による措置命令を検討している。
 - ・ 当該地は森林法による 5 条森林区域であるため、開発面積 1ha 以下として東部農林事務所に林地伐採届が提出された。しかし、現状では同面積が 1ha を超えているようにも見受けられる。
 - ・ 泥水が海に流出した際には、漁業関係者等から河川管理者である熱海土木事務所へ苦情が入る模様。同事務所も本件を問題視して、対応策を協議しているようである。
 - ・ 土採取等条例の規制が弱いため、河川法または森林法による対応が効果的であると思われる。
 - ・ 下流域に与える事態が深刻であり、また事業者の資力信用も不十分であることから、最終的には行政代執行により安全上の措置がとられることも考えられる。
 - ・ 県 (熱海土木事務所、東部農林事務所) 及び熱海市による協議が継続していくと思われるが、要請があれば当室も参加していくこととする。

以上

○ 河川法（関連すると思われる部分を抜粋）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深淺等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

○ 河川法施行令（同上）

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四 何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

一 河川を損傷すること。

二 河川区域内の土地（高規格堤防特別区域内の土地を除く。次号及び第十六条の八第一項各号において同じ。）に土石（砂を含む。以下同じ。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

三 次に掲げる区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れること。

イ 河川管理施設を保全するため必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

ロ 動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域

2 第十五条第二項の規定は、前項第三号の規定による指定について準用する。

（汚水の排出の届出）

第十六条の五 河川に一日につき五十立方メートル（河川の流量、利用状況等により河川管理者がこれと異なる量を指定したときは、当該量）以上の汚水（生活又は事業（耕作又は養魚の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水をいう。以下同じ。）を排出しようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を河川管理者に届け出なければならない。ただし、当該事業、汚水を排出する施設の設置等又は汚水の排出について、別表上欄に掲げる認可等の処分を受け、又は同欄に掲げる届出をしているときは、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所

二 汚水を排出しようとする河川の種類及び名称

三 汚水を排出しようとする場所

四 汚水の排出の方法及び期間

五 排出しようとする汚水の量

六 排出しようとする汚水の水質

七 排出しようとする汚水の処理の方法

2 前項本文の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一号に掲げる事項に変更があつたとき、若しくはその届出に係る同項第三号から第七号までに掲げる事項を変更したとき、又は汚水の排出を廃止したときは、遅滞なく、その旨を河川管理者に届け出なければならない。前項ただし書の規定は、この場合について準用する。

3 第一項ただし書に規定する事項について、別表上欄に掲げる認可等の処分をし、若しくは同欄に掲げる届出を受理し、又は同表下欄に掲げる命令等の処分（汚水の排出に係るものに限る。）をした行政庁は、遅滞なく、その旨を河川管理者に通報するものとする。

4 第十五条第二項の規定は、第一項の規定による指定について準用する。

（緊急時の措置）

第十六条の六 河川管理者は、異常な濁水等により河川の汚濁が著しく進行し、河川の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その旨を関係行政機関、関係地方公共団体及び利害関係者を有すると認められる関係河川使用者（法第三十八条に規定する関係河川使用者をいう。）に通報す

るものとする。

- 2 前項に規定する場合には、河川管理者は、当該支障を除去するために必要な限度において、河川に汚水を排出する者に対し、排出する汚水の量を減ずること、汚水の排出を一時停止することその他必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可)

第十六条の八 次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、日常生活のために必要な行為、農業若しくは漁業を営むために通常行なわれる行為又は営業等のためにやむを得ないものとして河川管理者が指定した行為については、この限りでない。

一 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄すること。

二 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆たい積し、又は設置すること。

- 2 第十五条第二項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

第五十八条 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川を損傷した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十九条 次の各号の一に該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の三第一項の規定に違反して、竹木を流送した者

二 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川区域内の土地に土石又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てた者

三 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域に自動車その他の河川管理者が指定したものを入れた者

第六十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の二第二項又は第三項の規定に違反して、舟又はいかだを通航させた者

二 第十六条の八第一項の規定に違反して、同項各号の一に該当する行為をした者

第六十一条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の五第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 詐欺その他不正な手段により、第十六条の三第一項又は第十六条の八第一項の許可を受けた者

別表(第十六条の五関係)

(一)	鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第十三条第一項、第十五条又は第十九条第一項若しくは第二項の規定による届出	同法第十三条第四項、第二十条又は第三十四条から第三十六条までの規定による命令
(二)	採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十三条若しくは第三十三条の五第一項の規定による認可又は同条第二項若しくは第四項若しくは同法第三十三条の十の規定による届出	同法第三十三条の九の規定による命令、同法第三十三条の十二の規定による取消し若しくは命令又は同法第三十三条の十三の規定による命令
(三)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項、第九条第一項、第十五条第一項若しくは第十五条の二の五第一項の規定による許可又は同法第九条の三第一項若しくは第七項の規定による届出	同法第九条の二第一項、第九条の三第三項(同条第八項において準用する場合を含む。)若しくは第九項又は第十五条の二の六の規定による命令
(四)	水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三条第一項の規定による登録又は同法第九条第一項若しくは第二項若しくは第十条の規定による届出	同法第十一条の規定による取消し、同法第十三条第一項若しくは第二項の規定による命令又は同法第十四条第一項の規定による命令若しくは取消し
(五)	水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)第五条、第六条第一項、第七条、第十条又は第十一条第三項(湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)第十四条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による届出	水質汚濁防止法第八条、第八条の二又は第十三条第一項若しくは第三項(湖沼水質保全特別措置法第十四条又は第二十三条第六項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。)の規定による命令

(六)	砂利採取法第十六条若しくは第二十条第一項の規定による認可又は同条第二項若しくは第三項若しくは同法第二十四条の規定による届出	同法第二十二条若しくは第二十三条の規定による命令又は同法第二十六条の規定による取消し若しくは命令
(七)	瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項若しくは第八条第一項の規定による許可又は同法第七条第二項、第八条第四項、第九条若しくは第十条第三項の規定による届出	同法第十一条の規定による命令
(八)	浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五条第一項の規定による届出	同法第五条第三項又は第十二条第二項の規定による命令
(九)	湖沼水質保全特別措置法第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項又は第十八条第二項の規定による届出	同法第八条若しくは第十条の規定による命令又は同法第二十条第一項若しくは第二項(同法第二十二条において準用する場合を含む。)の規定による勧告若しくは命令
(十)	特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成六年法律第九号)第十一条から第十三条まで又は第十四条第二項の規定による届出	同法第十五条第一項から第三項までの規定による勧告又は同条第四項の規定による命令
(十一)	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第十四条第二項の規定に基づく公害防止に関する条例の規定による処分又は届出で(一)項から(十)項までの上欄に掲げる認可等の処分又は届出に類するもの	当該条例の規定による処分(一)項から(十)項までの下欄に掲げる命令等の処分に類するもの
(十二)	(一)項から(十)項までの上欄に掲げる認可等の処分又は届出に類する処分又は届出で建設省令で定めるもの	(一)項から(十)項までの下欄に掲げる命令等の処分に類する処分(建設省令で定めるもの)



01放置状況(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:23:05



02放置状況(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:24:54



03放置状況(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:25:05



04取付道路遠景(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:23:18



05取付道路近景(伊豆山宅地分譲)
2009/11/11 10:24:38



06法面状況(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:34:44



07搬出入口(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:34:52



08搬出入口(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:36:07



09事業者所有地遠景(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:38:40



10事業者所有地遠景(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:38:48



11事業者所有地遠景(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:39:04



12土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:51:44



13土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:51:55



14土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:52:48



15土砂流出疑い(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:53:36



16土砂流出上流地域(伊豆山土採取)
2009/11/11 10:53:46



17放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:26:50



18放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:27:05



19放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:31:05



20放置状況(上多賀宅地分譲)
2009/11/11 11:32:50

[Redacted]

日 時 平成 21 年 11 月 11 日 (水) 10:00 熱海駅 (改札前集合)

~12:00 終了予定

調査箇所 ①-1 伊豆山地区

所 在 熱海市伊豆山字嶽ヶ [Redacted]

目 的 宅地分譲 (79 区画)

開発者 [Redacted]

面 積 49,850.46 m²

①-2 伊豆山地区

所 在 熱海市伊豆山字 [Redacted]

目 的 残土処分

事業者 [Redacted]

面 積 9,446.00 m²

② 日金町地区

所 在 熱海市日金町 [Redacted]

目 的 宅地分譲

開発者 [Redacted]

面 積 2,996.39 m²

③-1 上多賀地区

所 在 熱海市上多賀字平戸 [Redacted]

目 的 宅地分譲 (24 区画)

開発者 [Redacted]

面 積 12,376.08 m²

③-2 上多賀地区

所 在 熱海市上多賀字西ヶ洞 [Redacted]

目 的 宅地分譲 (8 区画)

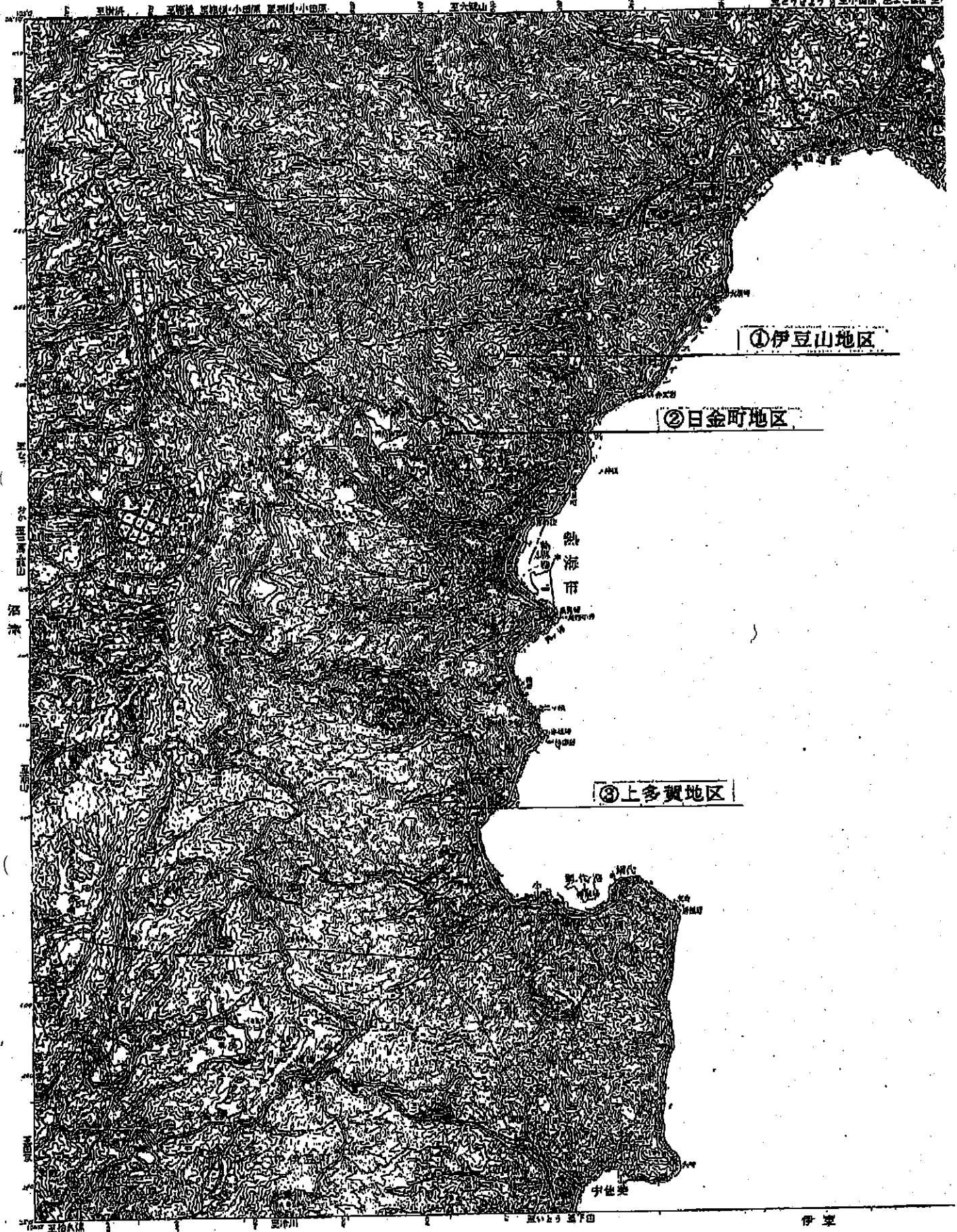
開発者 [Redacted]

面 積 3,940.17 m²

※ 別添資料は当日配布
調査箇所位置は裏面参照

あたま

小田原 宇治山原 上三浦郡 足柄上郡 足柄下郡 伊豆山



①伊豆山地区

②日金町地区

③上多賀地区

熱海市

宇治山

伊豆

開 発 登 録 簿

市町村名 熱海市 番号 349

当初許可	許可年月日	平成18年4月11日	承継承認番号	最新 熱建建 第 号		
	許可番号	熱建建 第 1862-1 号	承継承認年月日			
	許可を受けた者の住所及び氏名		承継人の住所及び氏名			
	工事施工者の住所及び氏名		区域等	非線引都市計画区域 用途地域 (1種中高層) 他指定 (風致2種)		
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 伊豆山字嶽ケ				
変更許可	予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位置	工区面積 m ²	変更工区面積 m ²
	法41条の規定による制限の内容	該当なし		C	16,593.11	
				D	20,991.16	
				E	12,266.19	
	予定工期	平成18年4月11日 から 平成17年4月10日 まで				
建築制限解除	許可番号	熱建建 第 1865-3 号	熱建建 第 1965-3 号			
	許可年月日	平成18年10月18日	平成19年7月24日			
工事完了検査	変更の内容	開発区域の変更 49,850.46m ² 工区の設定 区画数の変更 83区画	土地利用計画及び造成計画の変更 工区の設定 区画数の変更 79区画			
	建物概要					
	検査済証番号	最新 熱建建 第1863-2号	熱建建 第 1963-1号	熱建建 第 号		
	検査済証年月日	平成18年11月27日	平成19年7月31日			
備考	完了公告年月日	平成18年11月28日	平成19年8月1日			
	摘要	部分完了(1.66%)	部分完了(1.23%)			
他法令 (宅造規制 風致条例)						

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市 伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

伊豆山字水立 [REDACTED]

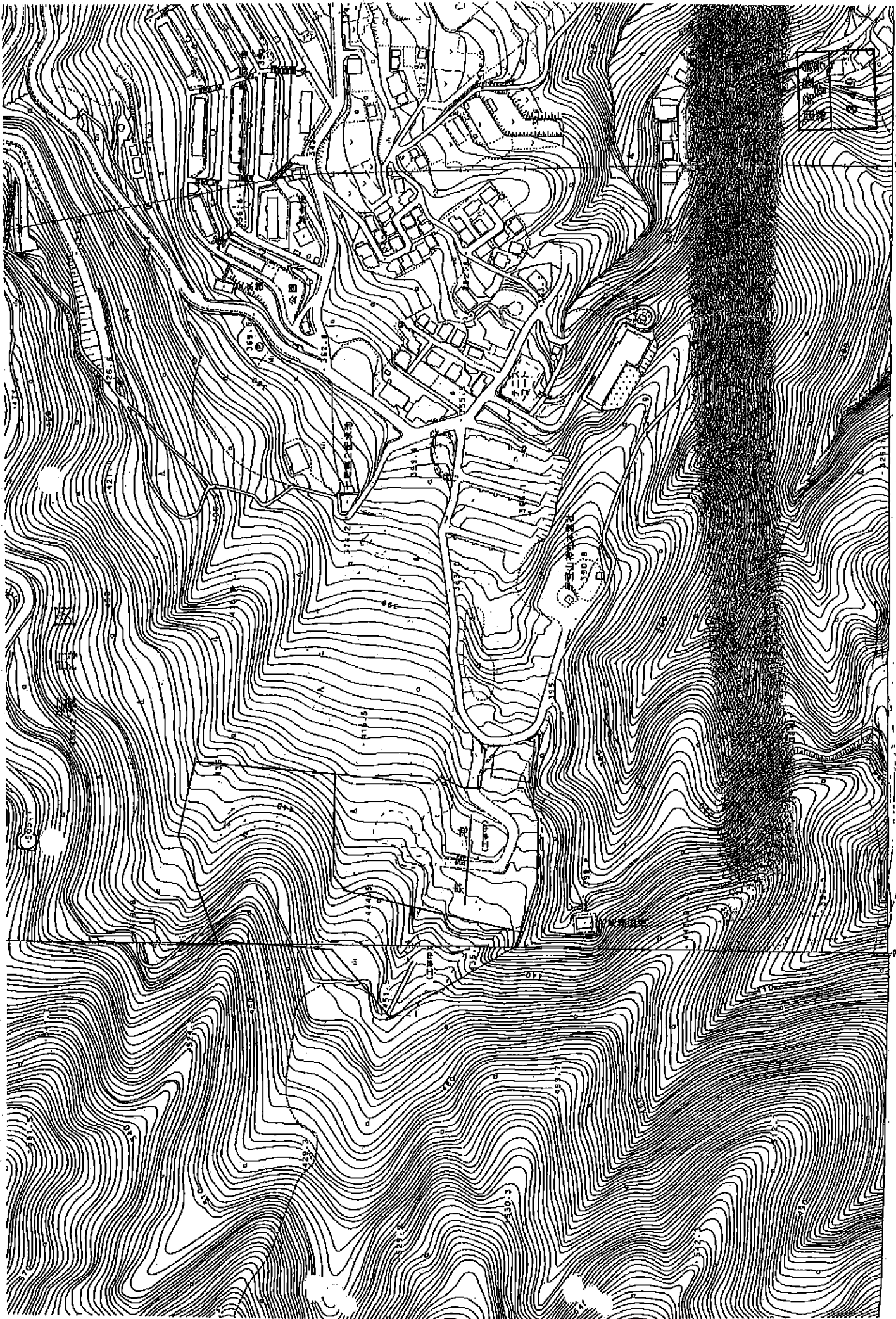
[REDACTED]

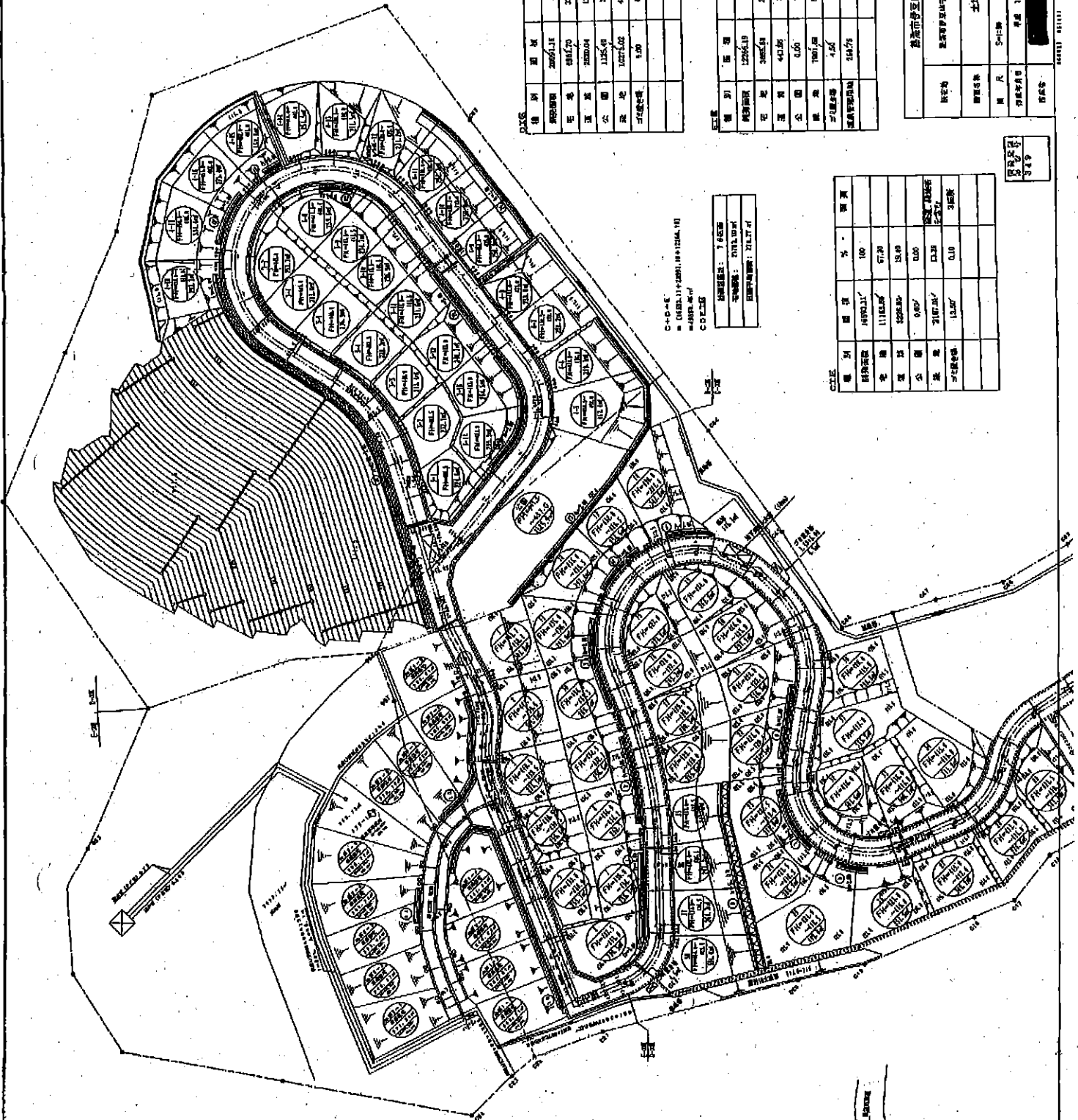
開発行為許可台帳

台帳番号		349		決裁別		廃棄年月		保管場所	
申請者	当初	氏名		[REDACTED]					
		住所		[REDACTED]					
	現在	氏名							
		住所							
設計者	現在	氏名		[REDACTED]		実質 連絡者	[REDACTED]		
		住所		[REDACTED]			[REDACTED]		
施工者	氏名	当初		[REDACTED]		現在			
	住所	[REDACTED]		[REDACTED]					
開発場所	当初	熱海市 伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]							
	現在	熱海市 伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]							
地域地区	非線引	1種中高	風致2種	泉・伊豆山	法34条	該当なし	法41条	該当なし	
目的	当初 宅地分譲			面積	現在	19,992.84 m ²	総区画数	現在	
用途	専用住宅								
施工状況			施 住宅系 工 中						
現 地 予 備 審 査				当 初 許 可		手数料		390,000 円	
受付年月日		総面積	m ²	受付年月日	H18.3.17	総面積	19,992.84 m ²		
通知年月日		農地面積	m ²	許可年月日	H18.4.11	農地面積	m ²		
通知番号		山林面積	m ²	許可番号	1862-1	山林面積	m ²		
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	m ²		
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	m ²		
用途の別				工事費	予算	千円	確定	千円	
予定工期			又は	H18.4.11	から	H17.4.10	まで	他 法令	
着手届	受付	H18.4.17	着手			完了予定			
工 期 変 更 届	受付年月日	工期		受付年月日	工期				
	受付年月日	工期		受付年月日	工期				
	受付年月日	工期		受付年月日	工期				
承 継 届	受付年月日	理由	内容						
	受付年月日	理由	内容						
承 継 承 認	承認年月日	番号	被 承 継 人 住 所			被 承 継 人 氏 名			
	最新								
	1								
	2								
	3								
4									
手数料	最新	円	1	円	2	円	3	円	

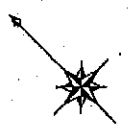
開発行為許可台帳

変更許可	最新	受付年月日	H18.9.11	変更事項	開発区域の変更 49,850.46㎡ 工区の設定 区画数の変更 83区画	総面積	49,850.46 ㎡		
		許可年月日	H18.10.18			総区画数	83 区画		
		許可番号	1865-3			手数料	429,000 円		
	1	受付年月日	H19.7.20	変更事項	土地利用計画及び造成計画の変更 工区の設定 区画数の変更 79区画	総面積	49,850.46 ㎡		
許可年月日		H19.7.24	総区画数			79 区画			
許可番号		1965-3	手数料			51,000 円			
2	受付年月日		変更事項		総面積	㎡			
	許可年月日				総区画数	区画			
	許可番号				手数料	円			
3	受付年月日		変更事項		総面積	㎡			
	許可年月日				総区画数	区画			
	許可番号				手数料	円			
建築制限解除	受付年月日		許可年月日		許可番号		建 物 概 要		
	最新								
	1								
	2								
工区	位置		面積 ㎡		変更面積 ㎡		備考		
	1	C	16,593.11				4		
	2	D	20,991.16				5		
	3	E	12,266.19				6		
完了届	検査済証		公報登載		廃止届		適合証明		
	受付年月日	発行年月日	番号	年月日	番号	受理年月日	年月日	部数	
	最新	H18.11.21	H18.11.27	1863-2	H18.11.28	128			
	1	H19.7.26	H19.7.31	1963-1	H19.8.1	91			
	2								
	3								
予定外建築物許可	受付年月日		許可年月日		番号		建築物等の用途、規模、構造、棟数		
	最新								
	1								
	2								
最新						円	1	円	
						円	3	円	
現名称									
備考							相談の有無		



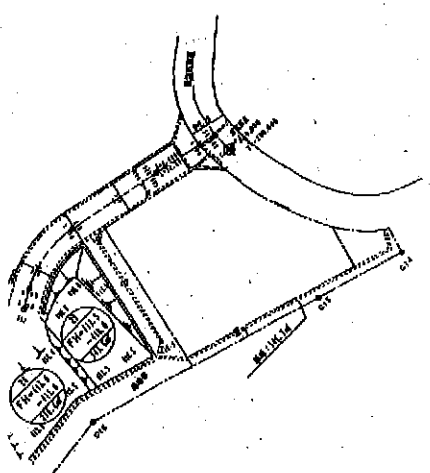


類別	面積	%	備註
總面積	4888.45	100	
空地	2118.17	43.33	
道路	628.85	12.86	
公園	1128.40	23.08	
綠地	2033.73	41.65	
其他	27.00	0.55	
建築面積	288.75	5.92	



凡例

圖號	100
圖名	雙山山莊住宅區
圖例	建築、道路、綠地、公園、其他
比例尺	1:1000
繪圖日期	1978年7月
繪圖人	XXX
審核人	XXX
備註	



類別	面積	%	備註
總面積	2007.11	100	
空地	881.70	43.94	
道路	200.04	9.97	
公園	1128.40	56.23	
綠地	1027.00	51.22	
其他	1.00	0.05	
建築面積	1.00	0.05	

類別	面積	%	備註
總面積	1226.19	100	
空地	308.54	25.16	
道路	41.86	3.42	
公園	6.00	0.49	
綠地	780.19	63.93	
其他	1.60	0.13	
建築面積	1.00	0.08	

類別	面積	%	備註
總面積	1873.11	100	
空地	1118.06	59.74	
道路	328.83	17.56	
公園	0.00	0.00	
綠地	2127.17	1135.73	
其他	13.07	0.70	
建築面積	13.07	0.70	

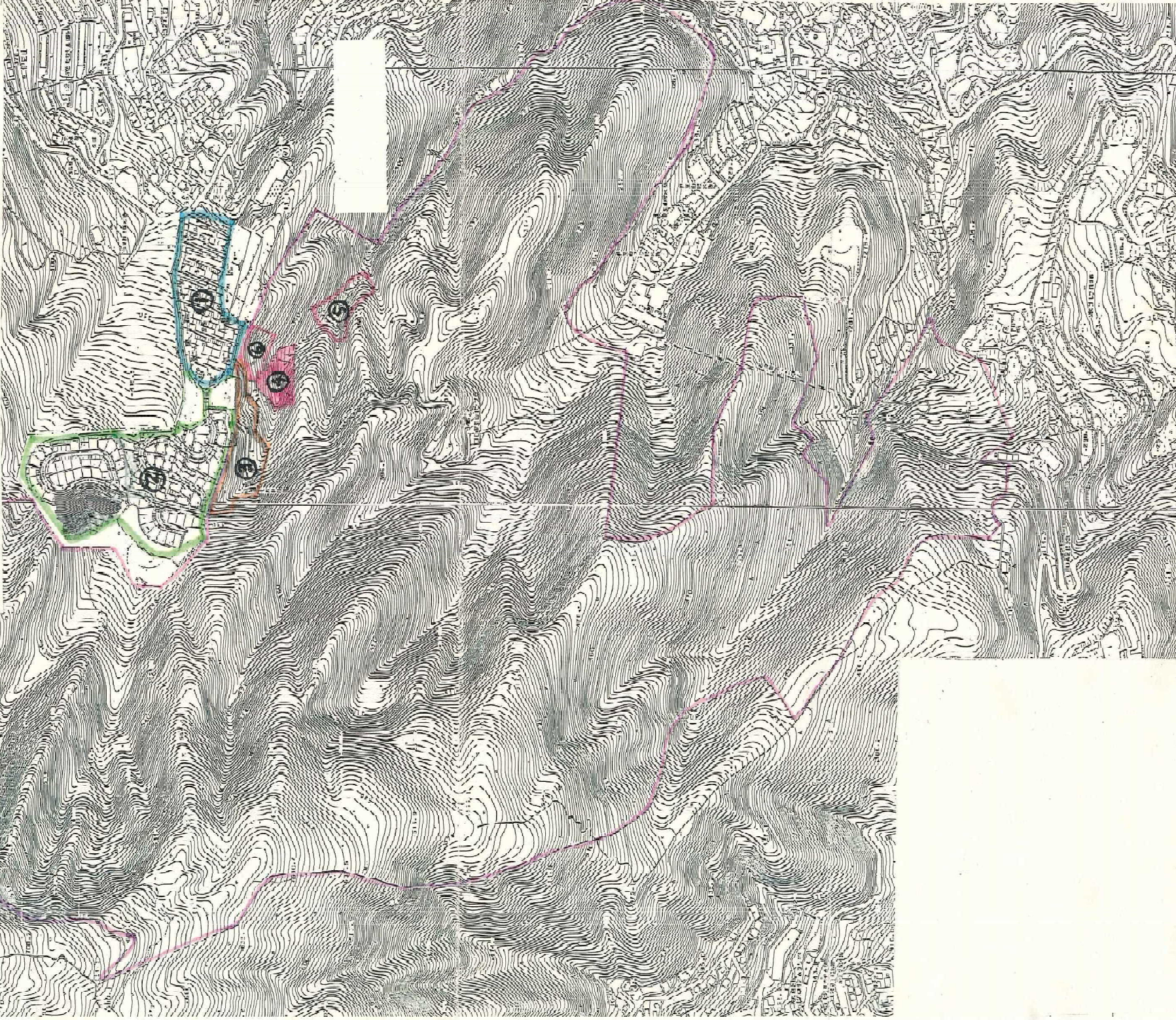
雙山山莊住宅區

圖名	雙山山莊住宅區
圖號	100
繪圖日期	1978年7月
繪圖人	XXX
審核人	XXX

SECRET 01111

①	青	会社名	面積	種別	許可等	完了	備考
②	緑	■■■■	1.96ha	開発行為	H14.12.26許可	H18.3.24完了	違反により一時中断、完了後は■■■■
③	橙	■■■■	4.96ha	開発行為	H18.4.1許可		施工中(中断)
④	赤	■■■■	0.86ha	開発行為	(H20.5月申請)		許可は出ていない
⑤	赤	■■■■	0.94ha	土段取戻	H19.4.5受理		
⑥	赤	■■■■	0.96ha	風致内行為	H19.4.2許可	H23.4.2まで	
⑦	赤	■■■■	0.51ha	風致内行為	H19.4.2許可	H20.4.2まで	
⑧	紫	■■■■		風致内行為	H19.3.4許可	H20.6.4まで	

1/10 a



受 理 書

熱建設第 20f 号
平成19年 4月 9日

様

受理者 熱海市長 齊藤 栄

次の区域における土の採取等については、静岡県土採取等規制条例第3条第1項による届出書を次のとおり受理したので通知します。

記

1. 土の採取等を行う場所の区域

熱海市伊豆山字赤井谷
区域面積 9,446㎡

2. 受付年月日

平成19年 3月 9日

3. 附帯条件

当該届出に係る土の採取等に伴う土砂の崩壊、流出等により災害が発生するおそれがあるときは、建設課と協議をし、災害を防止するための必要な措置を取ること。

また、土砂の崩壊、流出により災害が発生した際は、早急に対策を講じるとともに、被災の補償を行なうこと。

様式第1号 (第2条関係)

土の採取等計画届出書

熱海市長 斉藤 栄 様

平成19年 3月 9日

届出者

住所

氏名

(電話番号

氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

静岡県土採取等規制条例

第3条第1項
~~第3条第3項~~

規定により、次のとおり届け出ます。

1 土の採取等の目的

隣接地の土砂を盛土するため。

2 土の採取等を行う場所の区域

所在地		土地の 現況	登記簿上 の地目	面 積 (平方メー トル)	土の採取等 を行う権利 の種類	土地所有者 の住所及び 氏名	法令等によ る区域指定 等の現況
市町村大字 字小字	地番						
熱海市 伊豆山 赤井谷		山林	山林	9446			
計		1	筆	9446		平方メートル	



3 土の採取等に関する土の数量

(1) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

土の数量	2253 立法メートル
------	-------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(2) 埋土又は盛土を行う場所

土の数量	36,276 13,042 立法メートル
------	---------------------------------

(注) 土の採取等を行う場所の区域外へ土を搬出する場合のみ記入してください。

(3) 土の採取等を行う場所の区域内で(1)及び(2)を同時に行う場合

切土、床掘りその他の (ア) 土地の掘削に係る土の数量	2253 立方メートル
土の採取等を行う場所 (イ) の区域外からの搬入する土の数量	36,276 13,042 立方メートル
(ウ) 埋土又は盛土に係る土の数量	36,276 13,042 立方メートル
土の採取等を行う場所 (エ) の区域外への搬出する土の数量	立方メートル
土の数量の合計 (ア) 及び (イ) の合計	34,529 15,295 立方メートル

4 土の採取等を行う期間

(1) 採取等の時期 許可日～ 12ヶ月(予定)

(2) 作業時間 7時から 19時まで

(3) 工程

年月日									
種別									

(注) 切土、盛土、埋戻し、沈砂池等の種別ごとに記入してください。

5 土の採取等の方法及び土の採取等のための設備その他の施設に関する事項

(1) 土の採取等の方法

ア 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

区分	概要	要
高さ又は深さ	最大 2	メートル
方法	ア 階段採取法 ① 平面採取法	

のり面の小段の高さ	最大	2	メートル
のり面の小段の幅	最小		メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質	関東ローム		

イ 埋土又は盛土を行う場合

区分	概要		
高さ又は深さ	最大	15	メートル
方法	ロックフィル		
のり面の小段の高さ	最大	10	メートル
のり面の小段の幅	最小	5	メートル
隣接地からの距離	最小		メートル
土質			

(2) 土の採取等のための設備

機械の名称	形式	能力 (立方メートル/時間)	台数
ブルドーザ	16 t		2
バックホウ	0.6 m ³		2
振動ローラ	14 t		1

(3) その他の施設

6 土の採取等に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項

区分	
土採取等標識の掲示場所	
立入りを禁止する場合の方法及び施設	
土砂等の飛散を防止するための方法及び施設	
土砂等の崩壊を防止するための方法及び施設	
土砂等の流出を防止するための方法及び施設	
雨水等の処理をするための方法及び施設	

その他の災害を防止するための方法及び施設	
----------------------	--

7 土の採取等に係る土の運搬の方法及び土の搬入先又はその他土の運搬に関する事項

(1) 土の運搬方法

区分	概要				
交通監視人					
1日の搬入台数及び量	トン車	台	最大延べ	台	立方メートル
1日の搬出台数及び量	トン車	台	最大延べ	台	立方メートル
運搬主体					

(2) 土の搬出先又は搬入先

(3) その他の土の運搬に関する事項

区 分	概 要		
経 路	(別添図第 号図参照)		
種 類	ア 市町村道 エ 河川区域	イ 市道 オ その他	ウ 仮設道路
種 別	ア 契約(同意)有 イ その他		
重 量 制 限	ア 有(トン) イ なし		
舗 装	ア 有(延長 メートル) イ なし(ただし)		
学童の通行状況	ア 多い	イ 少ない	ウ なし

(注) 該当する事項には、記号に○印を付けてください。

8 土の採取等に係る跡地の整備に関する事項

(1) 跡地に係る土砂等の崩壊の防止方法

ア 跡地ののり面の状況

(ア) 切土、床掘りその他の土地の掘削を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル

(イ) 埋土又は盛土を行う場合

高さ又は深さ	最大	メートル	のり面のこう配	最大	度
--------	----	------	---------	----	---

のり面の小段の高さ	最大	メートル	のり面の小段の幅	最小	メートル
-----------	----	------	----------	----	------

(ウ) のり面等の保護の方法

方	法	概	要
植	栽		
種	子	吹	き
種	子	吹	き
種	子	吹	き
擁	壁	そ	の
擁	壁	そ	の
擁	壁	そ	の
擁	壁	そ	の

(注) 概要欄には、樹種、本数、面積等を具体的に記入してください

(2) 跡地の利用方法

9 現場責任者の氏名及び住所

氏名

住所

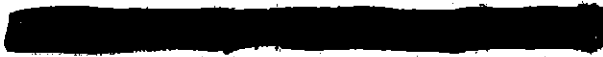
(電話番号

10 土の採取等を緊急に必要とした非常災害の状況の概要 (条例第3条第3項の規定による届出の場合に限る。)

土砂流出防止工

埋設堰堤(フィルダム)の設計

平成 19 年 2 月



目 次

1	はじめに	1
2	参考：宅地防災マニュアル	3
3	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 常時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合	12
4	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 地震時：関東ローム層の粘着力を対照とした場合	13
5	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 常時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合	14
6	第1堰堤 円形すべり面の安定計算書 地震時：関東ローム層の内部摩擦角を対照とした場合	15

1.はじめに

熱海市伊豆山地内において実施されている開発事業区域に隣接する区域の谷筋において、開発工事で発生する残土を安全に処分するために、谷筋にロックフィルダム形式の堰堤を築堤し盛土の押さえとする。

本設計では、この堰堤と盛土の安定性を検討し、その形状を設計する。

堰堤の設計においては、土砂が堤体高さ以上に堆積する場合、または将来堤体が埋没するような盛土工事がある場合にも安全な設計とする。

現在工事中の隣接区域の地質は、表層は薄い関東ロームであり、その下部は風化安山岩層であることがボーリング調査により確認されている。

工事現場では安山岩の岩塊が多数発生しているため、堤体にこの岩塊を流用し、ロックフィル形式により築造する。

2.堤体の位置

堤体の設置位置は、藍染川の原流域のさらに上流部で、谷状の地形である。

湧水は無い。

谷筋の地表勾配は 12° ～ 17° であり最急勾配は 32° であるが、谷筋上流部の山の斜面勾配は 40° を示す。堤体は地表勾配 12° ～ 17° の谷筋に直角方向に設置する。

3.堤体の構造

堤体の天端幅は5mとし、斜面勾配は上流側1:1.4、下流側1:2.0、高さ5m毎に2.5mの小段を設け、堤体は発生材の安山岩により築造する。

ロックフィルダムは、築造した堤体の完成後の材料の締固め密度によって強度が大きく左右される。岩塊は締固めを考慮して最大径を1.0m以下とし、大きな岩塊は堤体下部に利用する。なお地山と堤体の接地面はすべて高さ50cm以上を標準とした段切施工を等高線沿いに行い、腐植土などの表土層は風化安山岩層まで除外する。段切部は表面勾配を5%以上とする。また谷筋の中心部に湧水処理のため暗渠配水管として網状管 $\phi 200$ を埋設する。

4. 堤体の設計

堤体の設計は円形すべり面法による。設計に用いる土質は堤体・地山・堆積する流出土砂の3種とし、土質常数は次のとおりとする。

① 堤体材料

安山岩: 剪断強度 $\phi = 38^\circ$

単位堆積重量: $\gamma = 20\text{kn/m}^3$

粘着力: $c=0$

参考: ロックフィルダム堤体の内部摩擦角

i. 農林省構造改善局 土地改良事業計画設計基準(設計・ダム)技術書編

第6章調査 PI-287 表 6-8-4-3 によると、 ϕ 800mm径で十分転圧した堤体の内部摩擦角 $\phi = 38 \sim 39^\circ$ 、 ϕ 90~300mm径: $\phi = 40^\circ$ である。

ii. 岐阜県徳山ダムにおいては $\phi = 39 \sim 41^\circ$

iii. 北海道電力京極水力発電所建設における堤体材料は、風化安山岩の場合内部摩擦角 $\phi = 37$ 粘着力 $c = 10\text{kn/m}^2$ である。

iv. 転圧機械は日本道路公団では: 振動ローラ 13tf~20tf

② 地山

風化安山岩: 剪断強度 $\phi = 35^\circ$

単位堆積重量: $\gamma = 20\text{kn/m}^3$

粘着力: $c=0$

③ 流出堆積土砂

関東ローム: 剪断強度 $\phi = 0^\circ$

単位堆積重量: $\gamma = 16\text{kn/m}^3$

粘着力: $c = 43.8\text{kn/m}^2$

(道路土工指針では、剪断強度 $\phi = 25^\circ$ 粘着力 $c = 0$ としている)

地山及び流出土砂の土質常数については、隣接開発事業区域における土質調査データによる。

5.安全率

常時の安全率は1.5とする。

地震時は、設計震度を「宅地防災マニュアルの解説 1」IV3 耐震設計 により、大地震時における震度=0.25、安全率=1.0とする。

6.安定計算

円形すべり面法の計算は、ロックフィル堤体の堤頂部を超えた高さまで、盛土が行われる場合を考慮して計算する。

盛土端部は法面処理とし、勾配は1:2.0より緩やかとし、堤体天端より5.0mの高さまでを標準断面とする。この高さを超える盛土となる場合は、円形すべり面法による法面の安定計算をする。

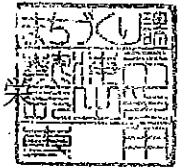


熱建まち第 2094-46 号

平成21年 1月23日




熱海市長 齊 藤



風致地区内行為について(変更許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第6条の2第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第 2 種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 前回許可年月日 許可番号	平成19年 4月12日 熱建まち第 1891-33 号
6 変更しようとする行為内容	工期の変更
7 工 期	平成20年 4月12日 から 平成22年 4月12日 まで
8 許可条件	既許可条件に同じ

風致地区内行為変更許可申請書

平成21年/月/日

熱海市長 齊藤 栄 様 あて

申請者 住 所

氏 名

条例第6条の2第1項の規定による変更許可を受けたいので、次のとおり申請します。


行為地の所在	熱海市 伊豆山字赤井谷 [REDACTED] ✓		
地目及び面積	地 目	山林 ✓	面 積 9,446.00 m ²
許可を受けた行為の種類	土地の形質の変更、木材の伐採、		
許可年月日及び許可番号	平成19年4月12日 ✓ 熱建建第1891-33号		
変更しようとする行為の内容及びその理由	平成20年4月12日までとされている工期の変更 ✓		
着手及び完了予定期日	着手	平成20年4月18日 ✓	又は許可日から 日間
	完了	平成22年4月12日 ✓	
摘 要	[REDACTED]		

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。



施 行 方 法 書
(木竹の伐採の場合)

土地所有者の 住所及び氏名	
行為の種類	伐 採 ✓
伐 採 の 理 由	土砂の崩壊に供する、岩塊による堰堤の築造のため ✓
行為地の面積	9446.00 平方メートル ✓
樹 種	小 樽 ✓
樹 齢	5年 ~ 10年 ✓
樹 高	3m ~ 5m ✓
樹 量	250本 ✓ 2.0 立方メートル ✓
跡地利用計画	
摘 要	

備考

- 1 案内図、現況図及び現況写真を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

施行方法書
(宅地の造成等の場合)

行為施工者の住所及び氏名	[Redacted]				
土地所有者の住所及び氏名	[Redacted]				
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	✓ 38,529 m ³
				切土	✓ 2,253 m ³
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造 ✓				
行為地の現況	山林 →				
土留の方法					
排水工事					
河川又は溪流との距離	m				
緑地の面積	✓ 2879.00 m ²	内訳	自然の緑地	2879.00 m ² ✓	
			人工の緑地		
緑地率	✓ 30.47パーセント	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

--	--	--	--	--	--	--	--

風致地区内行為着手届

平成19年4月12日

熱海市長 齊藤 栄 様

住所

[Redacted]

届出者
(許可を受けた者)

氏名

[Redacted]

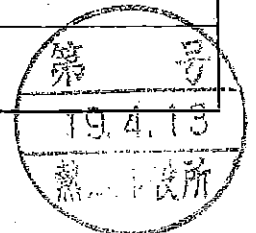
TEL

氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)
を自署する場合は、押印は不要であること

静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により許可を受けた風致地区内行為に着手したいので、届け出ます。

許可年月日及び 許可番号	平成19年4月12日 熱建建 第 1891-33 号
行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷 [Redacted]
許可を受けた 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
地目及び面積	地目 山林 面積 9,446 m ²
設計者	住所 [Redacted] TEL [Redacted] 氏名 [Redacted]
施工者	住所 [Redacted] TEL [Redacted] 氏名 [Redacted]
行為着手年月日	平成 19 年 4 月 12 日
行為完了年月日	平成 20 年 4 月 12 日

- 1 添付書類・・・工程表
- 2 提出部数、提出先・・・1部、市建築住宅課



熱海市 伊豆山 赤井谷第一堰堤 工程

着工 平成20年04月13日
 完工 平成22年04月12日

名 称	年. 月. 日	平成20年4月～平成22年4月						備 考
		平成20年4月～平成20年10月	平成20年10月～平成21年4月	平成21年4月～平成21年10月	平成21年10月～平成22年4月	平成22年4月～平成22年10月	平成22年10月～平成23年4月	
準備、仮設工		↔						
土砂搬入		↔						
雑工等		↔						

様

熱海市長 齊 藤



風致地区内行為について(許可)

このことについて、静岡県風致地区条例第2条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

記

1 行為地の所在	熱海市伊豆山字赤井谷
2 風致地区の名称	第2号 伊豆山 風致地区 第2種
3 行為地面積	9,446.00 平方メートル
4 行為の種類	土地の形質の変更 木竹の伐採
5 工期	平成19年 4月12日 から 平成20年 4月12日 まで
6 許可条件	(1) 工事着手に当たり、着手届を提出すること。 (2) 植栽計画を遵守すること。 (3) 工事完了後は、速やかに完了届を提出し、完了検査を受けること。 (4) 設計を変更しようとするとき、又は許可事項と異なる施行の必要が生じたときには、あらかじめ熱海市長に協議すること。

風致地区内行為許可申請書

平成/〇年/〇月/〇日


熱海市長 齊藤 栄 様

住所

[Redacted Address]

申請者

氏名

[Redacted Name] 

氏名 (法人にあっては、その代表者の氏名) を自署する場合は、押印は不要です。

条例第2条の1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

風致地区の名称及び種別	名称	第2号伊豆山風致地区	種別	第2種
行為地の所在	熱海市 伊豆山 字赤井谷 [Redacted]			
地目及び面積	地目	山林 /	面積 (m ²)	9446 m ² /
許可を受けようとする行為の種類	① 建築物 その他の工作物 新築 改築 移転 ② 宅地の造成 土地の開墾 その他の土地の形質の変更 / ③ 木竹の伐採 / ④ 土石の類の採取 ⑤ 水面の埋立て ⑥ 建築物等の色彩の変更 ⑦ 土石の堆積 廃棄物の堆積 再生資源の堆積			
着手及び完了予定日	着手			許可日 /
	完了			許可日から12ヶ月 /
摘要	[Redacted Summary]			

備考

摘要欄に連絡先を記入してください。



施行方法書
(宅地の造成等の場合)

行為施工者の住所及び氏名	[Redacted]				
土地所有者の住所及び氏名	[Redacted]				
面積及び土量	面積	9446平方メートル	土量	盛土	38529 [Redacted]
				切土	2,253 m ³
行為の目的	土砂の崩落防止に供する、岩塊による堰堤の築造				
行為地の現況	山林				
土留の方法					
排水工事					
河川又は溪流との距離	m				
緑地の面積	2879.00 m ²	内訳	自然の緑地	2879.00 m ²	
			人工の緑地	m ²	
緑地率	30.47%	植栽の内訳	高木	低木	その他
			本	本	
摘要					

備考

- (1) 案内図、現況図、公図写し、縦断面図、横断面図、出来上がり予定図、行為地面積等算定図、緑地面積算定図、現況写真及び土地所有者の承諾書を添付してください。
- (2) 他の行為を同時に行うときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。
- (3) 緑地率とは、緑地の面積の行為地面積に対する割合をいう。

施行方法書

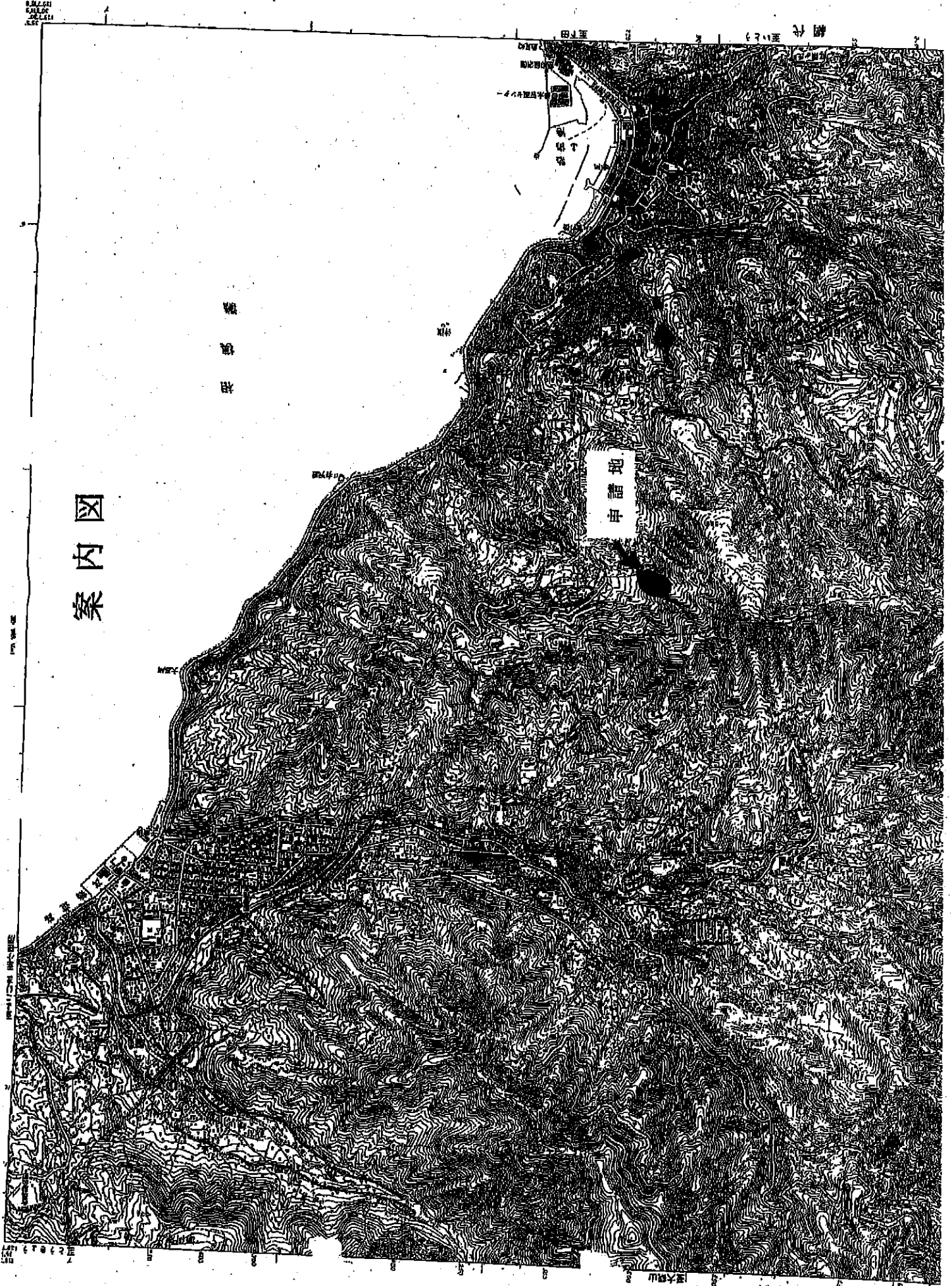
(木竹の伐採の場合)

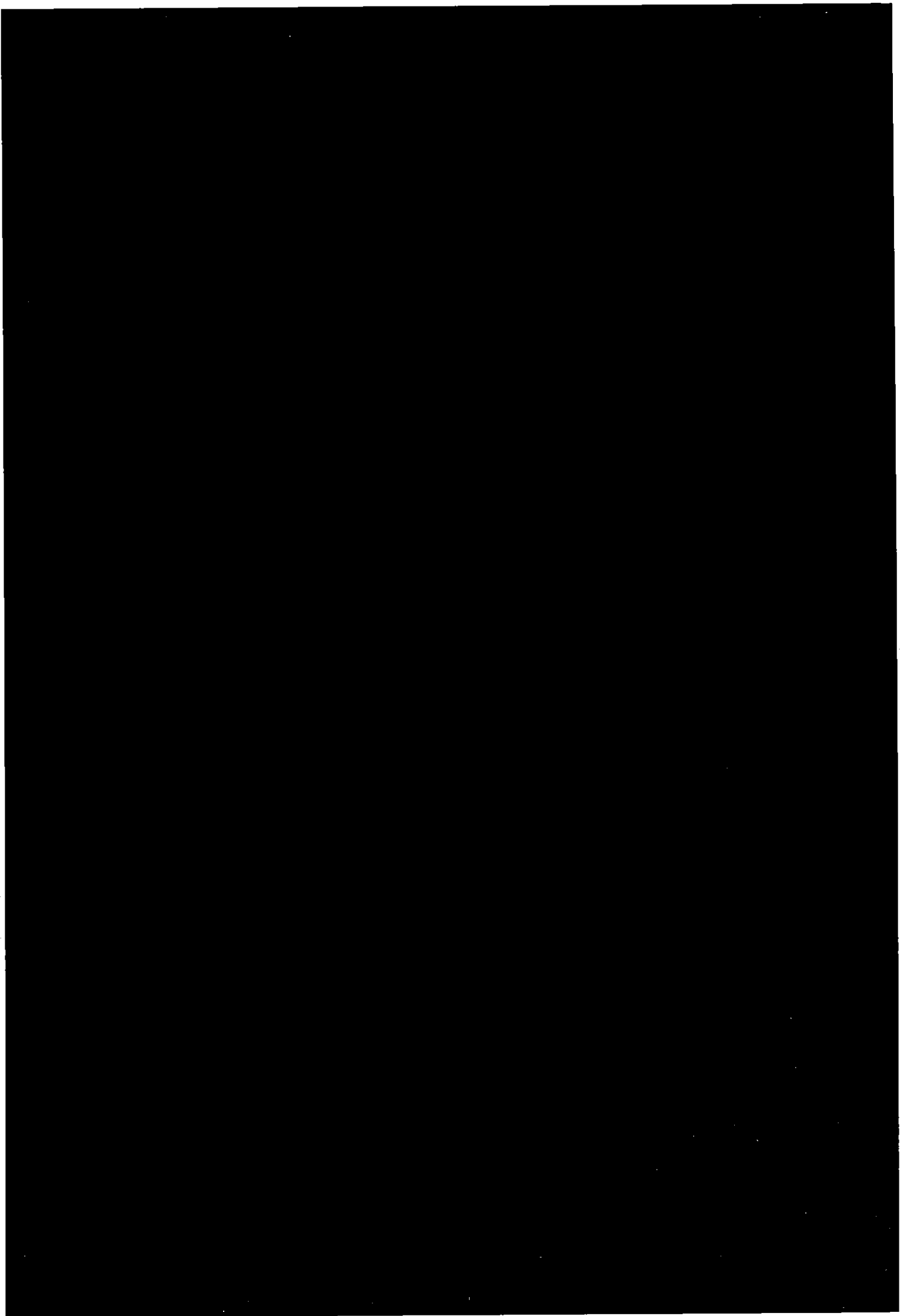
土地所有者の住所及び氏名	[REDACTED]
行為の種類	伐採
伐採の理由	土砂の崩落に供する、岩塊による堰堤の築造のため
行為地の面積	9446.00 m ²
樹種	小樽
樹齢	5年～10年
樹高	3m～5m
樹量	250本 / 2.0立方メートル
跡地利用計画	
摘要	

備考

- 1 案内図、現況図及び現況写真を添付してください。
- 2 跡地を他の行為に利用するときは、それぞれの様式による施行方法書を添付してください。

案内図





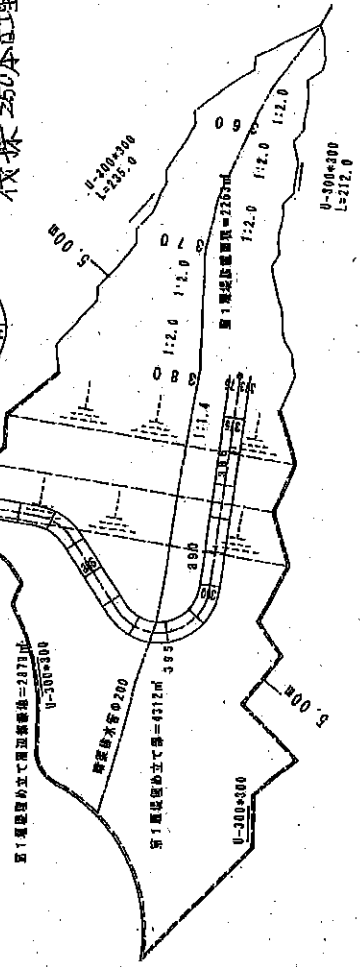
第1埋填面積=9446㎡

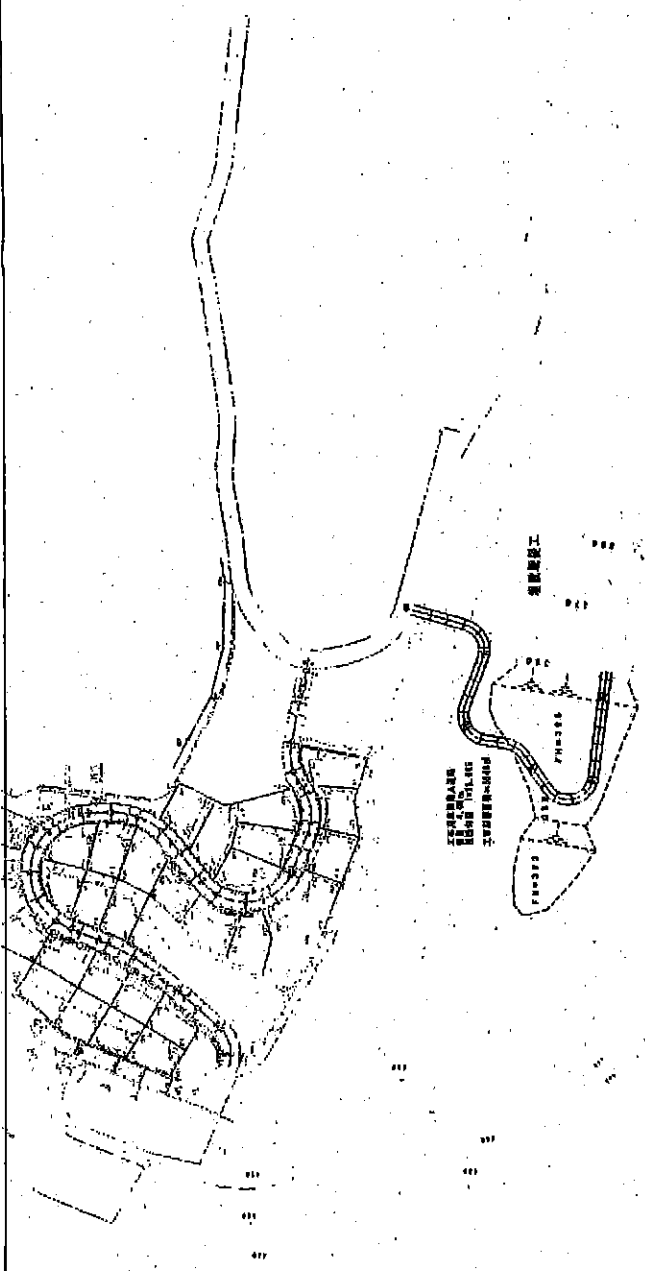
- 注1. 面積はCADによる測定値。
- 注2. 埋め立て新仕積め立て系丁地積化する。

旧地積面=第1埋填面積+埋置物積地
=2879㎡+全埋置物9468㎡=12347㎡

形質変更率=($1 - \frac{2879}{12347}$) = 48.53%

工事用仮設道路設置環境原状復旧
成採切本工理工内





350

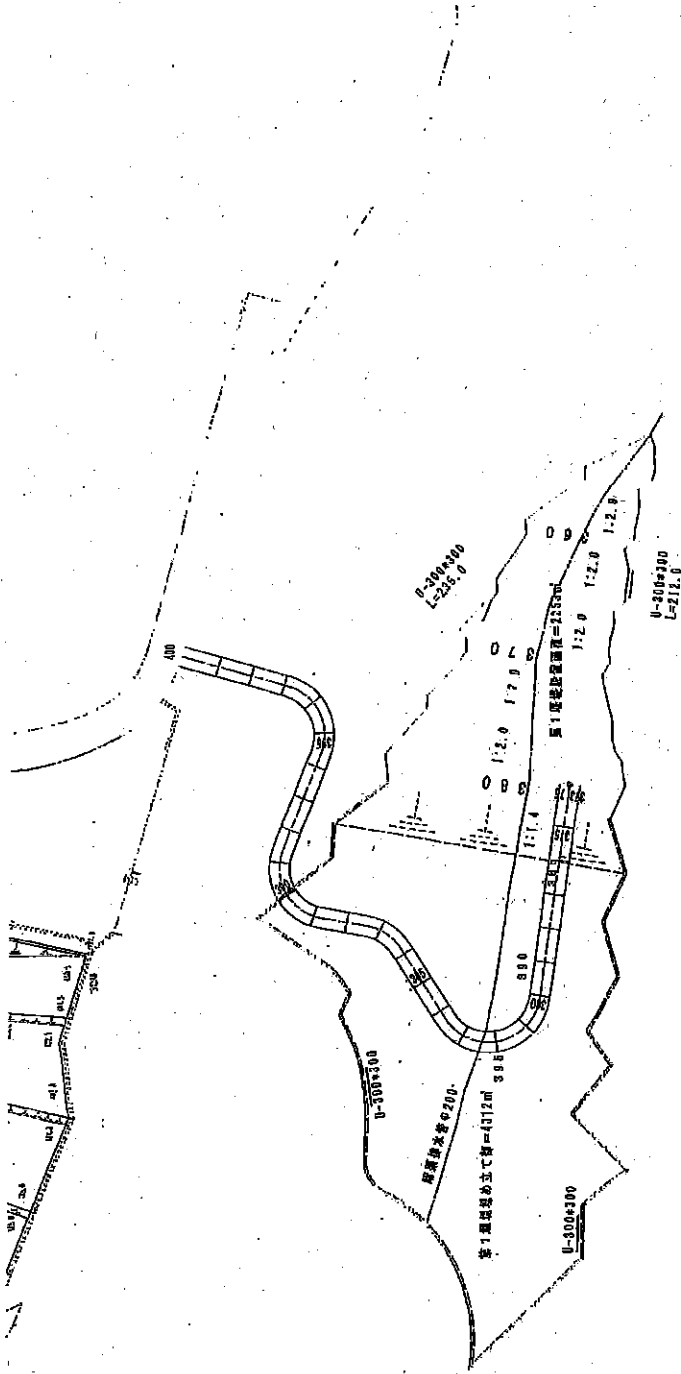
250

340

臺灣市金山區公所	
戶名	邱文輝 邱文山 邱文
地址	金山區金山路
地號	3-11號
面積	1.5公頃
用途	住宅
備註	

第一号堰堤平面図

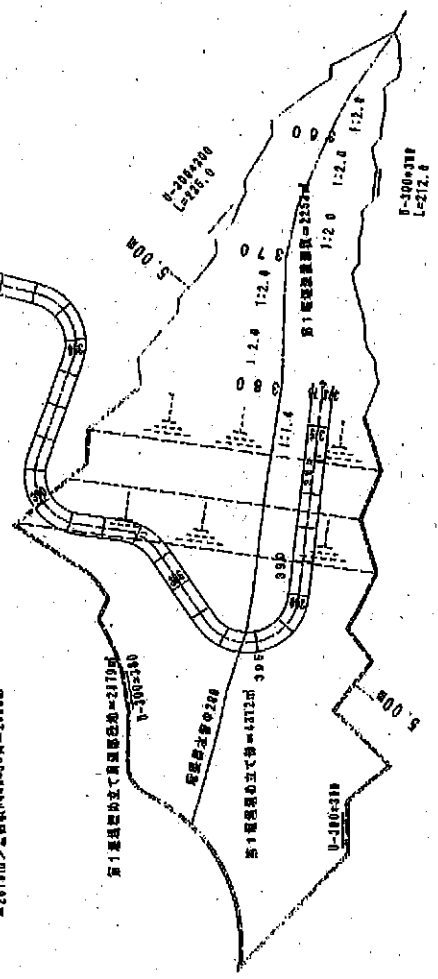
1/1000



第1号堤防面積 = 944.6 ㎡

- 注1. 面積は0.00による河原量。
- 注2. 堤防立て部は堤防立て完了後に算出する。

堤防面積 = 第1号堤防を立てる面積
 = 2877.0㎡ > 全面積(445.30%) = 2111.6㎡

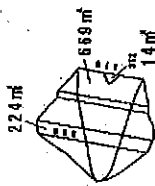
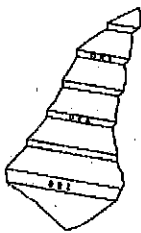


注：面積測定はCADソフトによる。

1. 堤体盛土量

堤体盛土底面積 = 2253 m²

切土量
V = 2253 * 1 = 2253 m³



$V1 = (22.4 + 6.69) / 2 * (380 - 370) = 4465 \text{ m}^3$

$V2 = (6.69 + 1.4) / 2 * (370 - 362) = 273.2 \text{ m}^3$



$V3 = (6.8 + 2.41) / 2 * (370 - 360) = 154.5 \text{ m}^3$

$V4 = (2.41 + 0.7) / 2 * (360 - 356) = 49.6 \text{ m}^3$



$V5 = (50 + 5) / 2 * (360 - 355) = 137 \text{ m}^3$

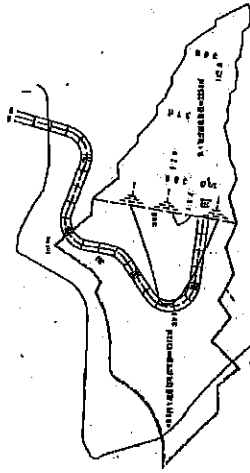
$V6 = (28 + 7) / 2 * (355 - 352) = 52 \text{ m}^3$

堤体盛土量

$\Sigma V = 4465 + 273.2 + 154.5 + 49.6 + 137 + 52 = 9427 \text{ m}^3$

2. 埋立て盛土量

※等高線による面積



$V1 = (412.7 + 750) / 2 * (382 + 385) / 2 = 2072.7 \text{ m}^3$

$V2 = (750 + 20) / 2 * (380 - 370) = 3850 \text{ m}^3$

$V3 = (505 + 395) / 2 * (385 - 380) / 2 = 112.5 \text{ m}^3$

$V4 = (395 + 285) / 2 * (380 - 370) = 3400 \text{ m}^3$

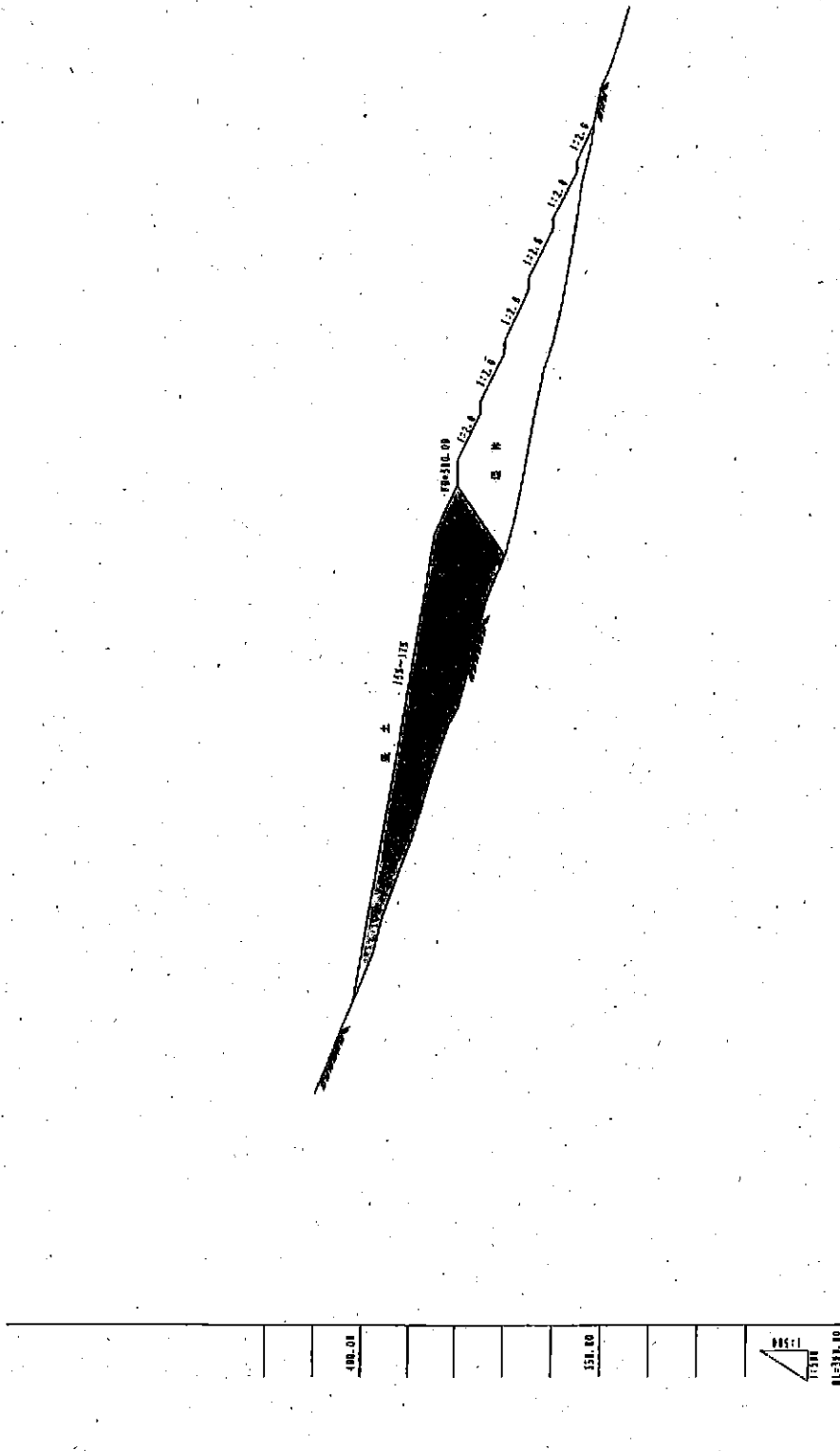
埋立て盛土量

$\Sigma V = 2072.7 + 3850 + 112.5 + 3400 = 2910.2 \text{ m}^3$

盛土量合計 V = 9427 + 2910.2 = 3852.9 m³

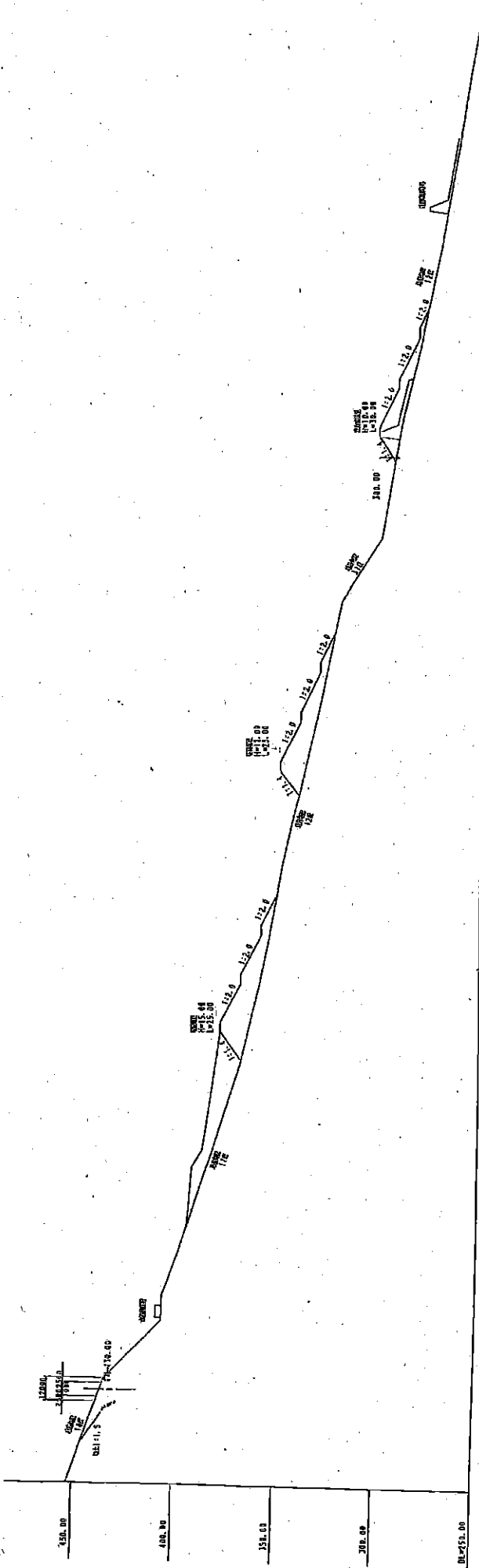
敬請伊豆山園設計所			
所在地	伊豆山		
図面名称	第1号堤体盛土計画	図面番号	
図式	S-100	作成年月	平成13年3月
作成者		印	

第1堰堤盛土断面图 S=1:510

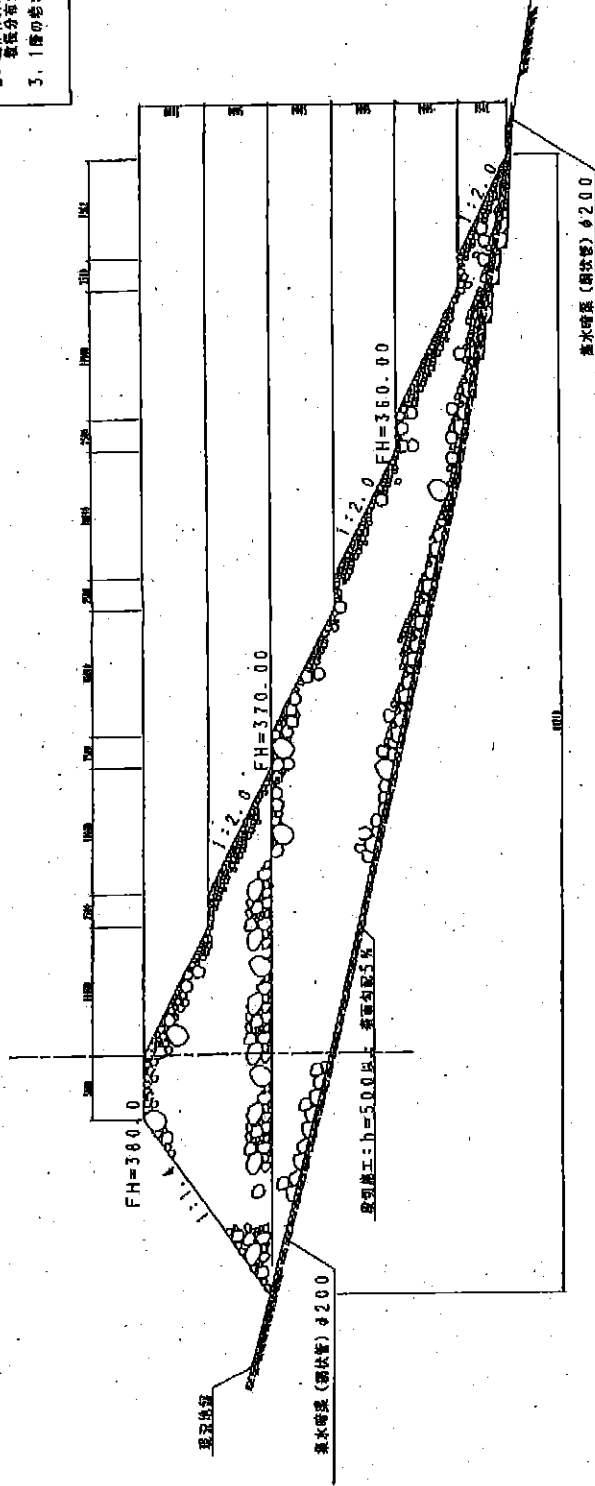


包通市五山橋梁設計圖	
橋名	包通市 伊羅河
建設年	第 1 次 盛土 盛土 盛土
圖尺	1:1000
建設日期	平成 14 年 1 月
作成者	

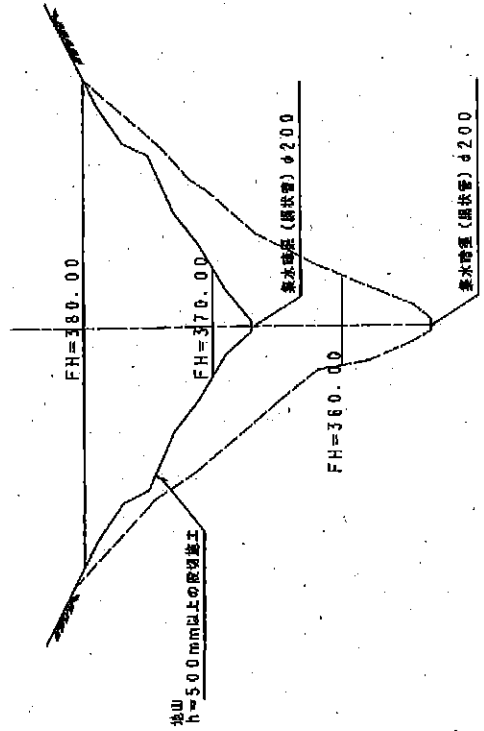
造成断面图 SECTION



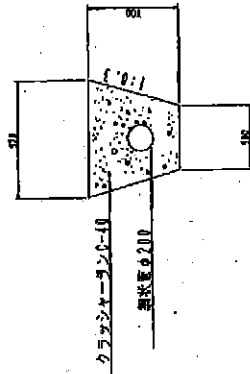
埋設工標準断面図 h=1200



埋設工正面図 h=1200



集水暗渠蓋詳細図 s=110



注

1. 堤体断面となる地山部分は掘りかきすべし、掘りかき後、土留めし、掘りかき高さを1.0m以下として、表層部分に掘りかきし、掘りかき高さを50cmを標準とする。
2. 掘りかき後は、掘りかき高さを1.0m以下として、表層部分に掘りかきし、掘りかき高さを50cmを標準とする。
3. 1層の掘りかき高さを50cmを標準とする。

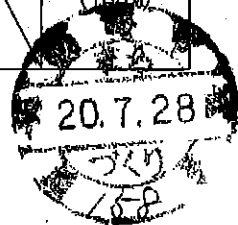
陸奥地方山形県計画			
所在地	山形県 山形市	建設年度	昭和 11 年 3 月
事業名	山形県 山形市 下水道	設計者	
設計者	山形県 山形市 下水道	施工者	
設計者	山形県 山形市 下水道	監理者	
設計者	山形県 山形市 下水道	監理者	

熱海市長 あて

開発事業計画審査願

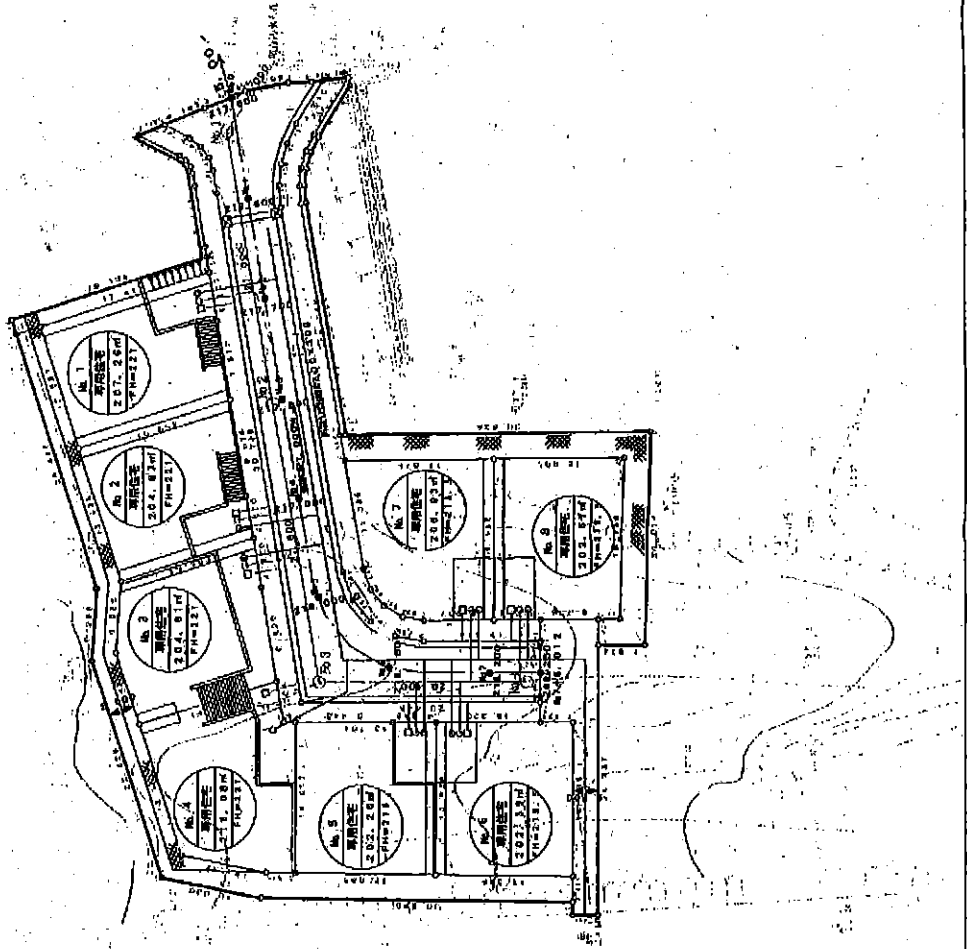
熱海市まちづくり条例第36条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業者	事業者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあっては名称及び代表者名)		
	協議代理者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあっては名称及び代表者名)		
	設計者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあっては名称及び代表者名) 有限会社		
	工事施工者	住所(法人にあっては主たる事務所の所在地) 電話番号		氏名(法人にあっては名称及び代表者名)		
事業名目	番号	No. 51,				
	名称	熱海市 日金町宅地造成計画,				
	目的	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地分譲 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他()				
	場所	熱海市 日金町				
	施行区域面積	2996.39, m ²				
都市計画等	開発行為該当の有無	有・ <input checked="" type="checkbox"/>	観光商業集積区域	内・ <input checked="" type="checkbox"/>		
	用途地域等	<input type="checkbox"/> 用途地域(第一種中高層住居地域) <input type="checkbox"/> その他の地域地区(宅造規制区域/ 第二種風致地区)		指定建ぺい率	40 / %	
土地利用の現況と計画	現況(m ²)	宅地	山林	公共施設用地	その他	合計
	(%)	4079.31 / (52.3%)	3720 / (47.7%)	道 路 緑 地		7799.31 (100%)
	計画(m ²)	宅地		514.31 m ² (17.17%)	983.24 m ² (32.81%)	2996.39 (100%)
	(%)	1498.84 m ² / (50.02%)				



種別	面積 m ²	%	摘要
合計面積	2996.39	100.00	
宅地	1498.84	50.02	1/4000000 20.5 2 11M 1/1000000000 1000000000000
宅内緑地	145.25	4.85	
道路	514.31	17.17	
緑地歩道	314.70	10.50	
緑地	523.29	17.46	宅内緑地16.21m ² 緑地歩道17.29m ² 緑地523.29m ² 緑地率 32.81%

図記号	区域
□	新設道路
□	緑地
□	宅内緑地
□	新設山型側溝 300×300 L=149.40
□	排水管 VU φ200
○	取付管 φ150
○	1号人孔 No.1-地4

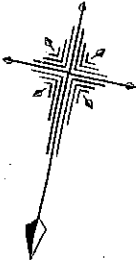


土地利用計画図	
表簿名	興隆町日参町
図面番号	
作成年月日	平成20年6月
縮尺	5=1:500
作成者	〇〇〇〇〇〇〇〇
製図士	〇〇〇〇〇〇〇〇

土地利用計画図

静岡県熱海市日金町

縮尺=1/500

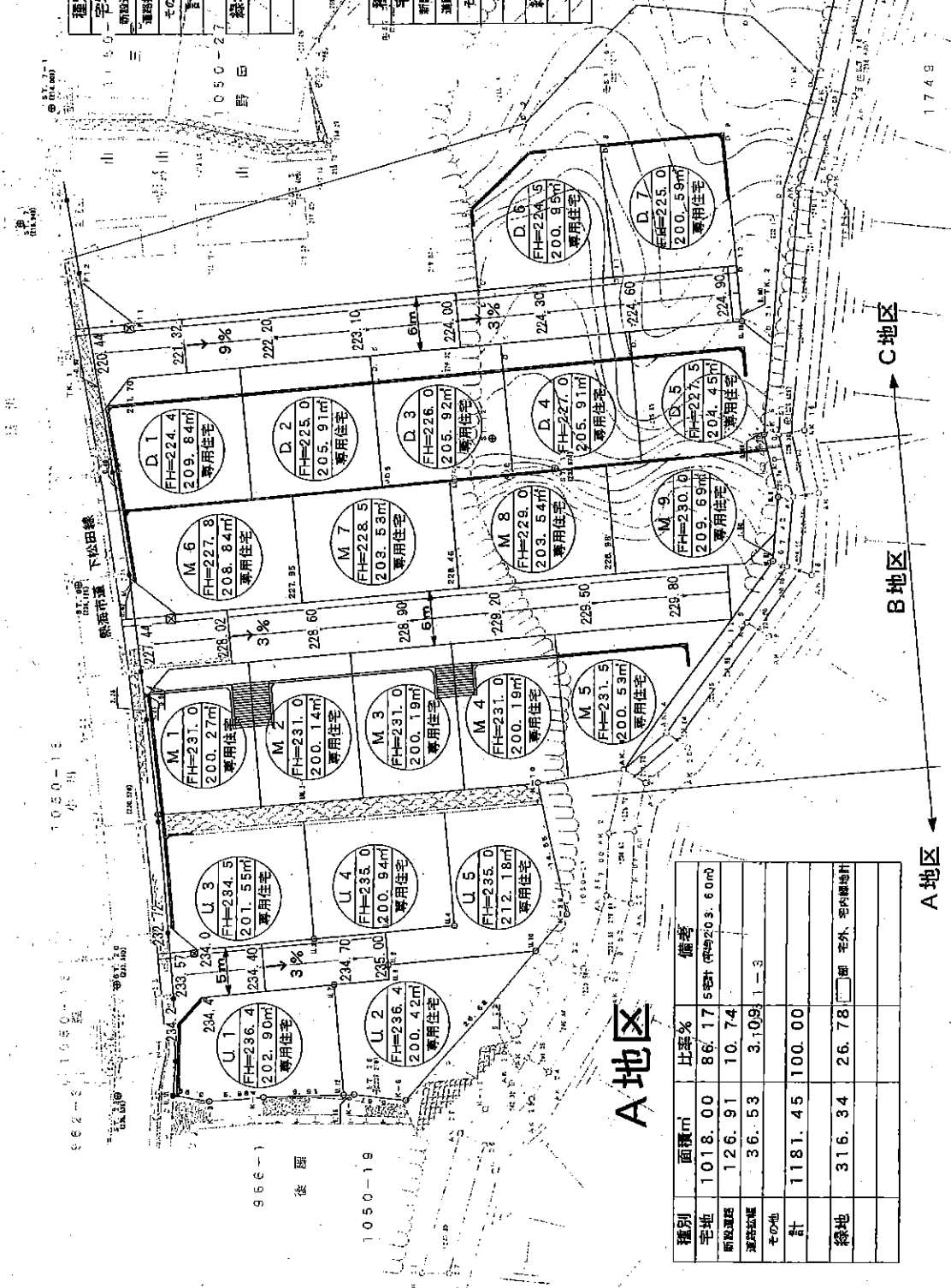


B 地区

種別	面積㎡	比率%	備考
宅地	1826.99	77.38	9軒(平均203.49㎡)
新設道路	404.41	17.13	
道路残積	49.94	2.12	
その他	5079.64	3.37	緑地エリア
計	2360.98	100.00	
緑地	401.87	17.02	部 宅外、宅内緑地計

C 地区

種別	面積㎡	比率%	備考
宅地	1434.58	48.02	7軒(平均204.94㎡)
新設道路	444.58	14.88	
道路残積	374.77	1.26	
その他	1070.48	35.84	緑地エリア
計	2987.41	100.00	
緑地	1053.00	35.27	宅外、宅内緑地計



種別	面積㎡	比率%	備考
宅地	1018.00	86.17	5軒(平均203.60㎡)
新設道路	126.91	10.74	
道路残積	36.53	3.10	1-3
その他			
計	1181.45	100.00	
緑地	316.34	26.78	部 宅外、宅内緑地計

土地利用計画図
 図名 静岡県熱海市日金町
 縮尺 1:500
 作成日 平成21年5月16日

開 発 登 録 簿

市町村名	熱海市	番号	353
------	-----	----	-----

当初許可	許可年月日	平成19年7月25日		承継承認番号	最新 熱建建 第 2067-3 号		
	許可番号	熱建建 第 1962-3 号		承継承認年月日	平成20年10月7日		
	許可を受けた者の住所及び氏名	[REDACTED]		承継人の住所及び氏名	[REDACTED]		
	工事施工者の住所及び氏名	[REDACTED]			区域等	非線引都市計画区域 用途地域 (無指定) 他指定 (風致2種)	
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字平戸 [REDACTED] (別紙参照)					
	予定建築物等の用途	専用住宅	工区	位置	工区面積 m ²	変更工区面積 m ²	
	法41条の規定による制限の内容	該当なし		1		3,647.05	
		2			8,729.03		
予定工期	平成19年7月25日 から 平成20年7月31日 まで						
変更許可	許可番号	熱建建 第 1965-5 号		熱建建 第 号			
	許可年月日	平成20年6月25日					
	変更の内容	開発区域の変更 (15,320.97m ² →12,376.08m ²) 造成計画の変更 工区の設定					
建築制限解除	許可番号	最新 熱建建 第 号		熱建建 第 号			
	許可年月日						
	建物概要						
工事完了検査	検査済証番号	最新 熱建建 第2063-1号	熱建 第 号	熱建 第 号			
	検査済証年月日	平成20年6月30日					
	完了公告年月日	平成20年7月1日					
	摘要	第1工区完了(0.36%)					
備考	他法令 (風致条例 農地法 道路法)						

別紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市【変更前】

上多賀字西ヶ洞 [REDACTED]

[REDACTED]

上多賀字寺ノ上 [REDACTED]

[REDACTED]

上多賀字平戸 [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

【変更後】

上多賀字西ヶ洞 [REDACTED]

[REDACTED]

上多賀字西ヶ洞 [REDACTED]

上多賀字寺ノ上 [REDACTED]

上多賀字平戸 [REDACTED]

[REDACTED]

上多賀字平戸 [REDACTED]

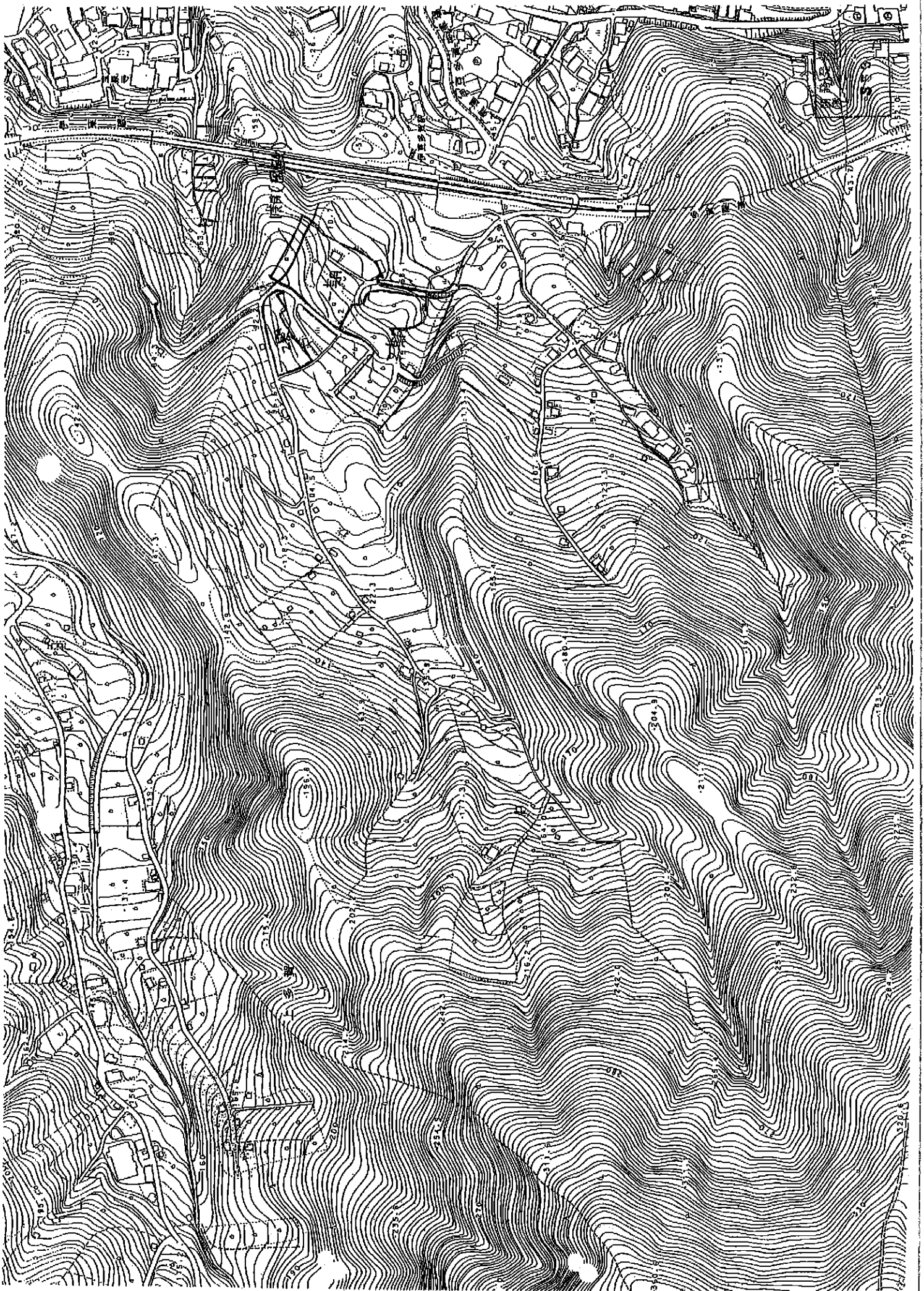
[REDACTED]

開発行為許可台帳

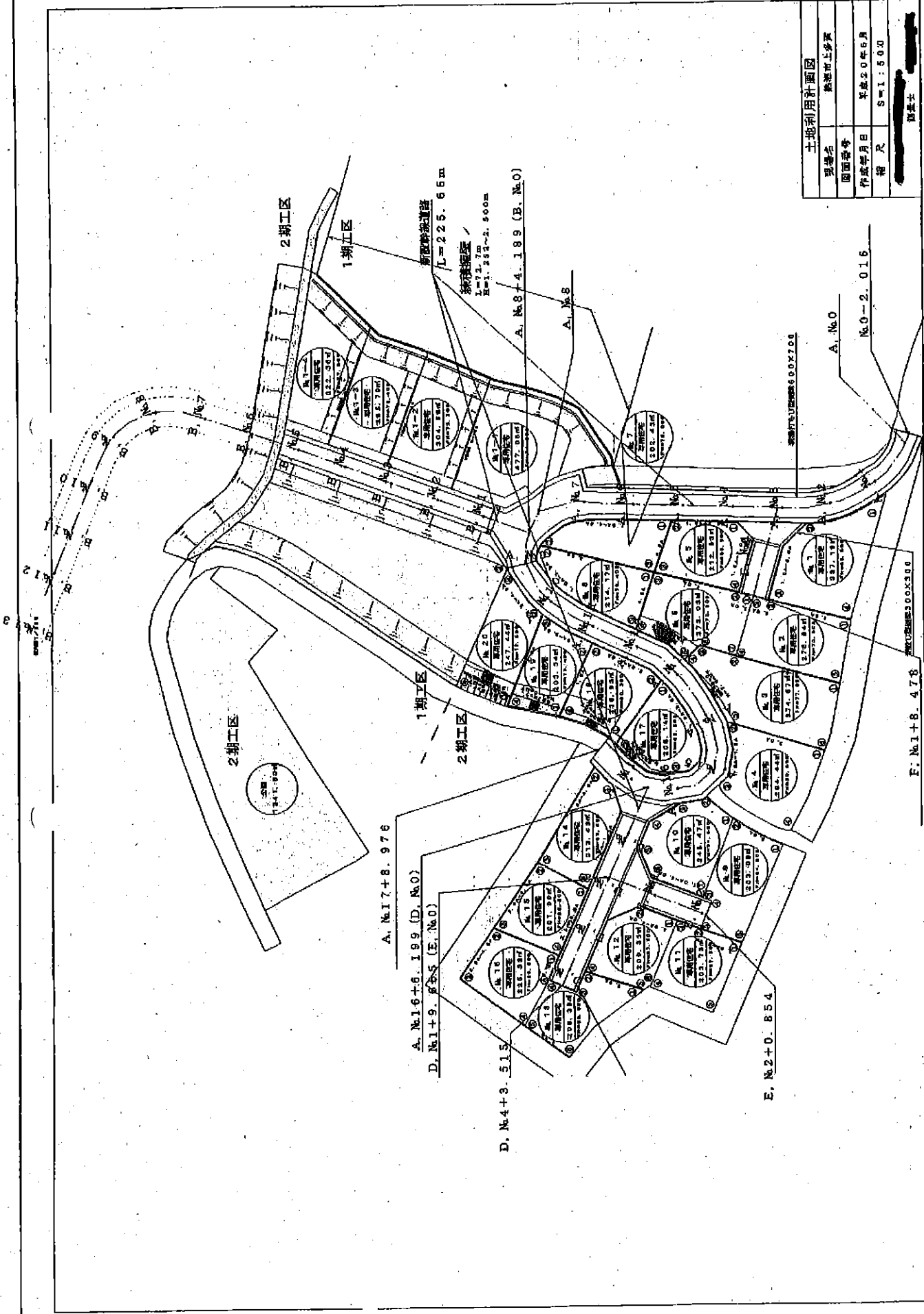
台帳番号		353		決裁別		廃棄年月		保管場所			
申請者	当初	氏名		[REDACTED]							
		住所		[REDACTED]							
	現在	氏名		[REDACTED]							
		住所		[REDACTED]							
設計者	現在	氏名				実質		[REDACTED]			
		住所				連絡者		[REDACTED]			
施工者	当初	氏名		[REDACTED]		現在					
		住所		[REDACTED]							
開発場所	当初	熱海市 上多賀字平戸 [REDACTED] (別紙参照)									
	現在	熱海市									
地域地区		非線引	無指定	風致2種	多・網・初	法34条	該当なし	法41条	該当なし		
目的	当初	宅地分譲			面積	現在	15,320.97 m ²	総区画数	現在		
用途	専用住宅										
施工状況											
現地予備審査				当初許可		手数料		390,000円			
受付年月日		総面積	m ²	受付年月日	H19.5.7	総面積	15,320.97 m ²				
通知年月日		農地面積	m ²	許可年月日	H19.7.25	農地面積	m ²				
通知番号		山林面積	m ²	許可番号	1962-3	山林面積	m ²				
調査年月日		土地利用		不許可年月日		確定農地	m ²				
不備通知		土木審査		取下年月日		確定山林	m ²				
用途の別	その他 1.0ha~3.0ha			工事費	予算	千円	確定	千円			
予定工期		又は H19.7.25 から H20.7.31 まで			他法令	風致条例	農地法				
着手届	受付	着手		完了予定		道路法					
工期変更届	受付年月日		工期		受付年月日		工期				
	受付年月日		工期		受付年月日		工期				
	受付年月日		工期		受付年月日		工期				
承継届	受付年月日		理由	内容							
	受付年月日		理由	内容							
承継承認	承認年月日	番号	被承継人住所			被承継人氏名					
	最新	H20.10.7	2067-3	[REDACTED]			[REDACTED]				
	1										
	2										
	3										
4											
手数料		最新	円	1	円	2	円	3	円	4	円

開発行為許可台帳

変更許可	最新	受付年月日	H19.11.8	変更事項	開発区域の変更(15,320.97㎡→12,376.08㎡) 造成計画の変更 工区の設定	総面積		㎡	
		許可年月日	H20.6.25			総区画数		区画	
		許可番号	1965-5			手数料		円	
	1	受付年月日		変更事項		総面積		㎡	
		許可年月日			総区画数		区画		
		許可番号			手数料		円		
	2	受付年月日		変更事項		総面積		㎡	
		許可年月日			総区画数		区画		
		許可番号			手数料		円		
	3	受付年月日		変更事項		総面積		㎡	
		許可年月日			総区画数		区画		
		許可番号			手数料		円		
建築制限解除	最新	受付年月日	許可年月日	許可番号	建築物概要				
	1								
	2								
	3								
工区		位置	面積㎡	変更面積㎡	備考	位置	面積㎡	変更面積㎡	備考
	1	1		3,647.05		4			
	2	2		8,729.03		5			
	3					6			
最新	完了届	検査済証		公報登載		廃止届	適合証明		
	受付年月日	発行年月日	番号	年月日	番号	受理年月日	年月日	部数	
	H20.6.26	H20.6.30	2063-1	H20.7.1					
	1								
	2								
	3								
	4								
予定外建築物許可	最新	受付年月日	許可年月日	番号	建築物等の用途、規模、構造、棟数				
	1								
	2								
	3								
最新	2				円	1		円	
	2				円	3		円	
現名称									
備考							相談の有無		



土地利用計画図	
現場名	熱海町上歩真
図面番号	
作成年月日	平成20年6月
縮尺	S=1:500
製図者	■■■■■■■■■■



新設幹線道路
 L=225.65m
 新設線路
 L=71.2m
 H=1.894-2.800m
 A. No. 8+4.189 (B. No. 0)

A. No. 17+8.976
 A. No. 16+6.199 (D. No. 0)
 D. No. 1+9.825 (E. No. 0)

D. No. 4+3.515

E. No. 2+0.854

E. No. 1+8.478

No. 0-2.016

建設省告示第600706号

開 発 登 録 簿

市町村名	熱海市	番号	358
------	-----	----	-----

当初許可	許可年月日	平成20年6月24日		承継承認番号	最新 熱建まち 第 2067-4 号		
	許可番号	熱建まち 第 2062-4 号		承継承認年月日	平成20年10月7日		
	許可を受けた者の住所及び氏名	[REDACTED]		承継人の住所及び氏名	[REDACTED]		
	工事施工者の住所及び氏名	未定			区域地域等	非線引都市計画区域 用途地域 (無指定) 他指定 (風致2種)	
	開発区域に含まれる地域及び面積	熱海市 上多賀字西ヶ洞 [REDACTED] (別紙)					
	予定建築物等の用途	専用住宅		工区	位置	工区面積 m ²	変更工区面積 m ²
法41条の規定による制限の内容							
予定工期	平成20年7月1日 から 平成20年9月30日 まで						
変更許可	許可番号	熱建まち 第 2065-3 号		熱建まち 第 号			
	許可年月日	平成20年9月2日					
変更の内容	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から [REDACTED])						
建築制限解除	許可番号	最新 熱建まち 第 号		熱建まち 第 号			
	許可年月日						
	建物概要						
工事完了検査	検査済証番号	最新 熱建まち 第 号	熱建ま 第 号	熱建ま 第 号			
	検査済証年月日						
	完了公告年月日						
	摘要						
備考	他法令 (風致条例)						

別紙

開発区域に含まれる区域の名称及び地番

熱海市 上多賀字西ヶ洞

[Redacted]

上多賀字西ヶ洞

上多賀字西ヶ洞

駅山通線の一部)

(市道多賀

開發行為許可台帳

台帳番号		358		決裁別		廃棄年月		保管場所		
申請者	当初	氏名	[REDACTED]							
		住所	[REDACTED]							
	現在	氏名	[REDACTED]							
		住所	[REDACTED]							
設計者	現在	氏名	[REDACTED]			実質 連絡者	[REDACTED]			
		住所	[REDACTED]				[REDACTED]			
施工者	当初	氏名	未定			現在	[REDACTED]			
		住所	[REDACTED]				[REDACTED]			
開発場所	当初	熱海市 上多賀字西ヶ洞 [REDACTED] (別紙)								
	現在	熱海市								
地域地区		非線引	無指定	風致2種		法34条		法41条		
目的	当初	宅地分譲			面積	現在	3,940.17 m ²	総区画数	現在	
用途	専用住宅									
施工状況										
現地予備審査					当初許可		手数料			円
受付年月日		総面積		m ²	受付年月日	H20.6.20	総面積		3,940.17 m ²	
通知年月日		農地面積		m ²	許可年月日	H20.6.24	農地面積		m ²	
通知番号		山林面積		m ²	許可番号	2062-4	山林面積		m ²	
調査年月日		土地利用			不許可年月日		確定農地		m ²	
不備通知		土木審査			取年月日		確定山林		m ²	
用途の別					工事費	予算	千円	確定	千円	
予定工期			又は	H20.7.1	から	H20.9.30	まで	他法令	風致条例	
着手届	受付	着手		完了予定						
工期変更届	受付年月日	工期			受付年月日	工期				
	受付年月日	工期			受付年月日	工期				
	受付年月日	工期			受付年月日	工期				
承継届	受付年月日	理由	内容							
	受付年月日	理由	内容							
承継承認	承認年月日	番号	被承継人住所			被承継人氏名				
	最新	H20.10.7	2067-4	[REDACTED]			[REDACTED]			
	1									
	2									
	3									
4										
手数料	最新	円	1	円	2	円	3	円	4	円

開発行為許可台帳

変更 許可	最新	受付年月日	H20.7.9	変更 事項	造成計画の変更 区画の変更 工事施工者の変更(未定から [REDACTED])	総面積	3,940.17 m ²		
		許可年月日	H20.9.2			総区画数	8	区画	
		許可番号	2065-3			手数料	19,000 円		
	1	受付年月日			変更 事項		総面積	m ²	
		許可年月日				総区画数		区画	
		許可番号				手数料	円		
	2	受付年月日			変更 事項		総面積	m ²	
		許可年月日				総区画数		区画	
		許可番号				手数料	円		
	3	受付年月日			変更 事項		総面積	m ²	
		許可年月日				総区画数		区画	
		許可番号				手数料	円		

建築 制限 解除	受付年月日	許可年月日	許可番号	建 物 概 要					
	最新								
	1								
	2								
	3								

工 区	位置	面積 m ²	変更面積 m ²	備考	位置	面積 m ²	変更面積 m ²	備考
	1				4			
	2				5			
	3				6			

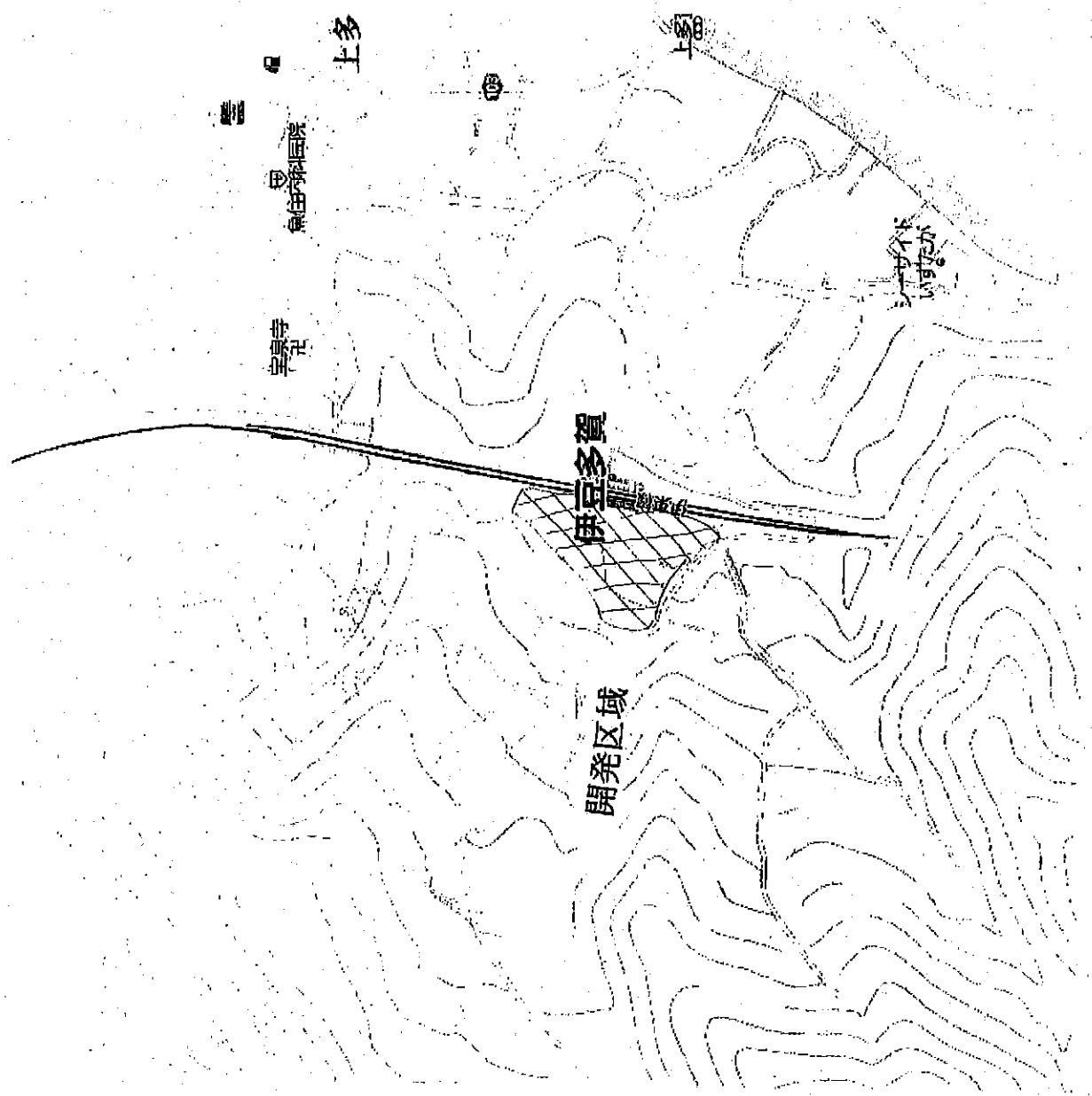
	完了届	検査済証		公報登載		廃止届	適合証明	
	受付年月日	発行年月日	番号	年月日	番号	受理年月日	年月日	部数
最新								
1								
2								
3								
4								
5								

予 定 外 建 築 物 許 可	受付年月日	許可年月日	番号	建築物等の用途、規模、構造、棟数					
	最新								
	1								
	2								
	3								
最新				円	1			円	
	2			円	3			円	

現名称

備考	宅地造成規制法による検査済証発行後3,000m ² を超えたため 開発許可となった。	相談の 有無	
----	--	-----------	--

圖號	350
圖名	
比例尺	



種別	面積 m ²	%	摘要
開闢面積	GH=74.308 3940.17	100.00	
道路	708.79	17.84	
宅地	1926.47	48.86	GH=68.598
裸地	1311.91	33.30	GH=67.827

※面積計算はCAD上で行なわれました。

開闢面積
358

土地利用計画図	
宗地番号	宗地番号多角
図面番号	
作成年月日	平成20年7月
縮尺	S=1:500
測量士	

